

# 西予市債権管理計画

(令和5年度～令和7年度)

令和5年9月

西予市

(令和6年9月改訂)

<目次>

1. 目的	・・・ 1
2. 計画の位置づけと期間	・・・ 1
3. 債権の種類及び市が有する主な債権名	・・・ 1
4. 債権管理の現状と課題（概要）	・・・ 2
5. 基本方針及び具体的な取組	・・・ 4
6. 収納率（未収金額）の実績と目標	・・・ 5
7. 債権所管課の現状と課題（債権単位）	・・・ 13
8. 目標達成のための取組（債権所管課）	・・・ 41
9. 債権整理室の取組	・・・ 45

<資料>

主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表	・・・ 47
---------------------	--------

## 1. 目的

この計画は、市が有する債権の適正な管理と効率的な回収を図るため、庁内で統一的な事務処理基準に基づく各種取組を実施することにより、計画的な債権の管理・回収を行い、市民負担の公平性及び行財政の健全性を確保することを目的とします。

## 2. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、西予市債権管理条例（令和4年西予市条例第25号）第6条に基づくものです。そのため、債権所管課は、この計画に沿って債権管理及び整理事務を行う必要があります。

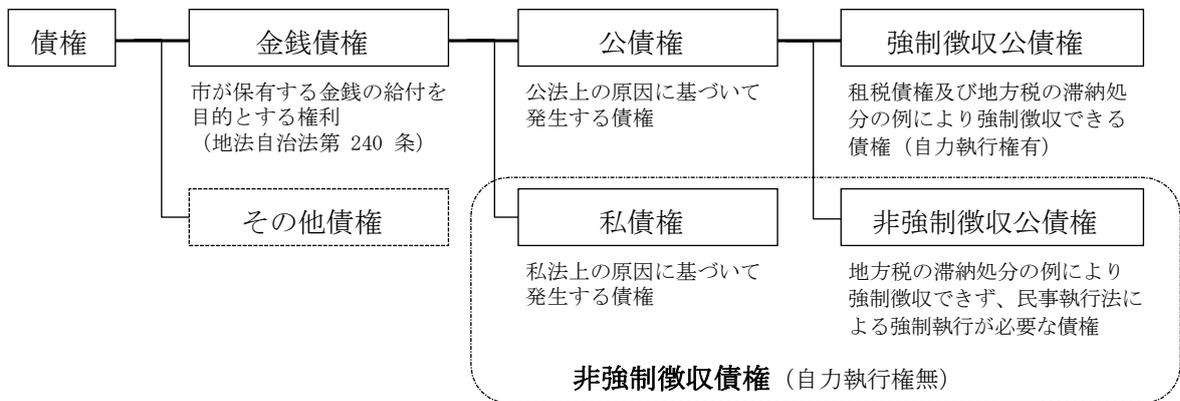
### (2) 計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3か年

## 3. 債権の種類及び市が有する主な債権名

自治体が保有する債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項において「金銭の給付を目的とする権利」と規定される金銭債権で、債権の種類は、その法的性質から「公債権」と「私債権」に分類されます。公債権はさらに自力執行権の有無の違いにより「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に分類されます。

その性質ごとに分類すると、次のようになります。



### (1) 公債権

#### ①強制徴収公債権（市税）

地方税法等の規定により差押等の滞納処分による徴収を行うことができる債権。

#### ②強制徴収公債権（税外債権）

地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権を有する債権。地方自治法第231条の3第3項において、①分担金、②加入金、③過料、④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入とされています。

<税外強制徴収公債権の例>

○介護保険料、○保育所保育料、○下水道使用料など

### ③非強制徴収公債権

強制徴収公債権に該当しない公債権をいいます。

<非強制徴収公債権の例>

○生活保護費戻入金、○行政財産使用料、○幼稚園保育料など  
・公債権の場合、消滅時効の完成をもって債権が消滅します。

### (2) 私債権

相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいいます。

<私債権の例>

○公営住宅使用料、○水道料金、○土地貸付料など  
・消滅時効が完成した場合、債務者からの時効の援用をもって債権が消滅します。  
※主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表は、47ページのとおりです。

## 4. 債権管理の現状と課題（概要）

### (1) 収入未済額の推移

市税をはじめ債権の収入未済額は、平成26年度決算時の約4億円と比較して、令和3年度決算においては、金額で約8千万円、率で約20%減少しており、約3億2千万円となっています。

国民健康保険税の平成26年度収入未済額は約7,700万円でしたが、令和3年度では約3,200万円と金額で約4,500万円、率で約59%と大きく減少しています。

その理由としましては、国民健康保険税の課税主体自体が年々減少し、それに比例して収入未済額も減少しています。

その他の債権も緩やかに減少していますが、依然として高い水準です。

### (2) 令和3年度の状況

令和3年度の収入未済額の合計は、約3億2千万円です。この計画に記載している主な債権の収入未済額は約3億円で、全体の収入未済額の92.9%を占めています。

そのうち、1千万円を超えた債権の収入未済額の合計は2億8千万円で、全体の収入未済額の87.6%を占めています。さらに、500万円を超えた債権まで広げれば、収入未済額の合計は、約2億9千万円で、その割合は90.4%となっています。

そのため、ここに記載している債権を中心に管理をしていくことが市全体の債権の健全性維持に繋がります。

#### 【1千万円を超える債権一覧】

- ア 市税
- イ 国民健康保険税
- ウ 住宅新築資金等貸付金
- エ 生活保護費返還金
- オ 介護保険料
- カ 公営住宅使用料
- キ 水道料金
- ク 医療費（窓口未収金）

### (3) 課題

本市の債権管理については、全庁的な方針や取り組むべき事項を定めていなかったことから、これまでの取組は部分的・限定的なものとなっており、本市が保有する債権は多額の収入未済額が生じている状況です。

債権所管課においては、日々の業務や窓口対応が優先的になり、滞納処分を行うことができる債権、あるいは強制執行すべき債権を所管しているにもかかわらず、債権回収に係る関係法令の知識や債権回収技術を習得した職員が不足していたこともあり、適正な債権の管理・回収が行われておりません。

また、債権担当職員は、債権回収に必要な知識や情報が得づらい状況にあり、かつ、組織としてのサポートや管理監督職員による進行管理が十分でないことから、債権所管課間で債権の管理・回収の体制整備や取組にも差異が生じております。

今後、適正な債権管理を行うためには、管理監督職員及び債権担当職員を対象とした研修などの機会を通じて、法的知識や回収技術の習得はもちろんのこと、債権回収に係る意識の高揚を図っていく必要があります。

## 5. 基本方針及び具体的な取組

### (1) 適正な債権管理及び早期着手

債権の発生後は、法令に基づく適正な債権管理を徹底することを基本姿勢とします。また、滞納が長期高額になるほど回収は困難となり、管理コストも増大することから、滞納の予防および滞納発生時の早期対応を強化していきます。

#### ア. 回収を意識した管理体制の構築

滞納が発生しにくく、滞納発生時に適正な対応ができる体制を構築するため、制度や組織体制を適時見直します。

#### イ. 納期内納付の推進

納期は守るものという意識付けを内外に徹底します。口座振替納付の利用を推進します。

#### ウ. 督促

滞納発生時は、法令に基づき遅滞なく督促状を送達します。

#### エ. 債権管理台帳の整備

新規滞納が発生した時は、西予市債権管理条例第5条及び西予市債権管理条例施行規則（令和4年西予市規則第64号）第4条に規定する債権管理台帳を整備し、管理を行います。

#### オ. 催告

督促後も滞納が続く場合は、必要に応じて早期に催告を行います。催告は何回も送付するものではないため、催告に応じない場合は、「カ. 各種調査の実施」及び「キ. 法的措置の実施」に移行します。

#### カ. 各種調査の実施

各債権が持つ権限に基づき、滞納者の保有財産等の各種調査を速やかに実施します。

#### キ. 法的措置の実施

例外なく、差押や訴訟の提起など法的措置を実施します。ただし、差押や法的措置の費用が取立金の額を上回らないときや、それに準ずる場合を除きます。

#### ク. 時効の管理

時効期限を把握し、何も策を取らず時効が到来することがないように、必要に応じて時効の更新措置を講じ、債権保全に努めます。

### (2) 回収見込みがない債権の整理

適正な回収努力を行ったにもかかわらず回収が見込めない債権については、執行停止、徴収停止、債権放棄等を実施した上で、不納欠損を行います。

## 6. 収納率（未収金額）の実績と目標

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
①市税 【強制】  税務課	現年度 収納率 (%)	99.2	99.4	99.4	99.1	99.4	99.5	99.6	0.2
	滞納繰越 収納率 (%)	44.6	40.0	31.6	30.3	32.0	31.0	32.0	0.4
	現年度 未収金額 (千円)	26,032	19,667	20,786	28,315	20,500	20,000	19,500	△ 1,286
	滞納繰越 未収金額 (千円)	35,840	32,096	31,585	32,920	31,000	40,000	39,500	7,915
	不納欠損額 (千円)	4,887	5,020	4,147	4,038				
	未収金額計 (千円)	61,872	51,763	52,371	61,235	51,500	60,000	59,000	6,629
②国民健康保険 税 【強制】  税務課	現年度 収納率 (%)	97.6	97.8	97.8	97.4	97.9	98.0	98.1	0.3
	滞納繰越 収納率 (%)	55.8	48.5	44.0	52.8	45.0	46.0	47.0	3.0
	現年度 未収金額 (千円)	19,403	17,546	17,118	18,912	17,000	16,500	15,500	△ 1,618
	滞納繰越 未収金額 (千円)	18,601	13,670	15,452	12,661	15,000	14,500	14,000	△ 1,452
	不納欠損額 (千円)	3,285	4,979	1,452	2,341				
	未収金額計 (千円)	38,004	31,216	32,570	31,574	32,000	31,000	29,500	△ 3,070
③後期高齢者医 療保険料 【強制】  市民課	現年度 収納率 (%)	99.9	99.7	99.7	99.8	99.9	99.9	99.9	0.2
	滞納繰越 収納率 (%)	41.5	63.2	47.3	60.3	70.0	70.0	75.0	27.7
	現年度 未収金額 (千円)	575	1,080	1,232	734	500	500	400	△ 832
	滞納繰越 未収金額 (千円)	871	454	766	499	250	250	200	△ 566
	不納欠損額 (千円)	15	79	42	294				
	未収金額計 (千円)	1,446	1,534	1,998	1,233	750	750	600	△ 1,398
④生活保護費返 還金 【強制】 【非強制】  福祉課	現年度 収納率 (%)	29.5	94.8	15.6	69.1	※未納者は生活保護費受給者が多く、その占める割合によって徴収額の多寡が生じます。そのため、数値目標の設定は行いません。 ただし、債権管理の状況については定期的に確認を行います。			
	滞納繰越 収納率 (%)	4.6	7.5	0.3	33.0				
	現年度 未収金額 (千円)	5,467	227	6,121	964				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	6,842	12,170	10,576	8,786				
	不納欠損額 (千円)	0	0	2,036	3,193				
	未収金額計 (千円)	12,310	12,398	16,697	9,750				

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標			
⑤生活保護費戻入金 【非強制】  福祉課	現年度 収納率 (%)	33.3	58.8	48.4	74.3	※未納者の大半が生活保護費受給者 であり、削減目標の設定になじまない ことから、数値目標の設定は行いま せん。 ただし、債権管理の状況について は定期的に確認を行います。  ※生活保護費戻入金未収金は翌年度 ④生活保護費返還金の繰越金となり ます。						
	滞納繰越 収納率 (%)											
	現年度 未収金額 (千円)									949	545	464
	滞納繰越 未収金額 (千円)											
	不納欠損額 (千円)											
	未収金額計 (千円)	949	545	464	203							
⑥心身障害者扶 養共済制度加入 者負担金 【私債権】  福祉課	現年度 収納率 (%)	93.3	92.7	92.9	100.0	96.2	100.0	100.0	7.1			
	滞納繰越 収納率 (%)	57.9	0.0	0.0	57.4	8.5	100.0	100.0	100.0			
	現年度 未収金額 (千円)	208	208	208	0	100	0	0	△ 208			
	滞納繰越 未収金額 (千円)	553	762	970	400	1,079	0	0	△ 970			
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	240							
	未収金額計 (千円)	761	970	1,178	400					1,179	0	0
⑦障害者総合支 援給付費負担金 返還金 【強制】  福祉課	現年度 収納率 (%)				6.1	10.0						
	滞納繰越 収納率 (%)				0.0		8.0	8.8	8.8			
	現年度 未収金額 (千円)				4,198	4,028	0	0	△ 445			
	滞納繰越 未収金額 (千円)				0	0	3,728	3,428	△ 300			
	不納欠損額 (千円)				0							
	未収金額計 (千円)											
⑧私立保育所保 護者負担金 【強制】  子育て支援課	現年度 収納率 (%)	99.7	99.7	99.9	100.0	99.7	100.0	100.0	0.1			
	滞納繰越 収納率 (%)	38.7	27.2	22.6	62.9	25.9	80.3	100.0	77.4			
	現年度 未収金額 (千円)	95	77	28	0	36	0	0	△ 28			
	滞納繰越 未収金額 (千円)	833	650	563	219	439	43	0	△ 563			
	不納欠損額 (千円)	7	24	0	0							
	未収金額計 (千円)	928	728	592	219					475	43	0

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑨公立保育所保 護者負担金 【強制】  子育て支援課	現年度 収納率 (%)	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	滞納繰越 収納率 (%)	38.4	39.8	5.2	5.3	4.2	20.2	25.4	20.2
	現年度 未収金額 (千円)	7	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越 未収金額 (千円)	521	329	312	296	300	236	176	△ 136
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	528	329	312	296	300	236	176	△ 136
⑩公立保育所等 給食費保護者負 担金 【私債権】  子育て支援課	現年度 収納率 (%)	99.7	99.9	99.9	100.0	99.9	100.0	100.0	0.1
	滞納繰越 収納率 (%)	28.8	40.6	28.1	22.2	18.8	100.0	100.0	71.9
	現年度 未収金額 (千円)	14	7	1	0	4	0	0	△ 1
	滞納繰越 未収金額 (千円)	8	13	15	12	13	0	0	△ 15
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	23	21	15	12	17	0	0	△ 15
⑪延長保育保護 者負担金 【私債権】  子育て支援課	現年度 収納率 (%)	100.0	99.2	96.1	100.0	98.0	100.0	100.0	3.9
	滞納繰越 収納率 (%)	15.4	0.0	3.5	9.8	15.4	100.0	100.0	96.5
	現年度 未収金額 (千円)	0	0	1	0	1	0	0	△ 1
	滞納繰越 未収金額 (千円)	11	11	11	11	11	0	0	△ 11
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	11	11	12	11	12	0	0	△ 12
⑫介護保険料 【強制】  長寿介護課	現年度 収納率 (%)	99.5	99.4	99.5	99.7	99.6	99.7	99.7	0.2
	滞納繰越 収納率 (%)	12.2	11.0	7.4	24.2	21.9	25.0	28.0	20.6
	現年度 未収金額 (千円)	4,946	5,760	4,674	3,225	3,900	3,300	2,800	△ 1,874
	滞納繰越 未収金額 (千円)	8,760	8,538	7,257	5,730	7,250	6,325	4,931	△ 2,326
	不納欠損額 (千円)	3,931	3,647	5,950	3,237				
	未収金額計 (千円)	13,706	14,298	11,931	8,955	11,150	9,625	7,731	△ 4,200

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑬公用地法定外 使用料 【非強制】  建設課	現年度 収納率 (%)	99.7	98.9	99.9	98.0	※少額であるため、数値目標の設定 は行いません。 令和6年度から当面の間、債権管 理状況の確認は行いません。			
	滞納繰越 収納率 (%)	66.0	0.0	0.0	57.2				
	現年度 未収金額 (千円)	0	2	0	5				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	1	2	5	1				
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	1				
	未収金額計 (千円)	2	5	5	6				
⑭公用地市道使 用料 【強制】  建設課	現年度 収納率 (%)	99.7	99.7	99.8	99.9	※今年度(令和5年度)不納欠損に より、債権額が少額となるため、数 値目標の設定は行いません。 予定通り、不納欠損を行って債権 額が少額となったため、令和6年度 から当面の間、債権管理状況の確認 は行いません。			
	滞納繰越 収納率 (%)	0.0	0.0	0.0	3.9				
	現年度 未収金額 (千円)	17	18	13	6				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	95	112	130	33				
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	105				
	未収金額計 (千円)	112	130	143	39				
⑮公営住宅使用 料 【私債権】  建設課	現年度 収納率 (%)	97.8	97.6	98.3	98.8	98.5	98.7	98.9	0.6
	滞納繰越 収納率 (%)	5.5	5.4	6.5	3.5	7.0	8.0	9.0	2.5
	現年度 未収金額 (千円)	2,616	2,787	2,021	1,336	1,750	1,550	1,250	△ 771
	滞納繰越 未収金額 (千円)	24,877	26,014	26,930	27,931	26,700	26,000	24,800	△ 2,130
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	27,494	28,802	28,952	29,268	28,450	27,550	26,050	△ 2,902
⑯市営住宅使用 料 【私債権】  建設課	現年度 収納率 (%)	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0
	滞納繰越 収納率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	4.0	6.0	6.0
	現年度 未収金額 (千円)	0	0	0	11	0	0	0	0
	滞納繰越 未収金額 (千円)	764	764	764	764	750	735	720	△ 44
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	764	764	764	775	750	735	720	△ 44

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標	
⑰改良住宅使用料 【私債権】  人権啓発課	現年度 収納率 (%)	97.1	98.0	98.6	97.8	98.6	98.8	99.0	0.4	
	滞納繰越 収納率 (%)	11.1	16.0	8.0	8.4	2.0	4.0	6.0	△ 2.0	
	現年度 未収金額 (千円)	47	31	20	30	19	18	17	△ 3	
	滞納繰越 未収金額 (千円)	1,424	1,236	1,166	1,086	1,143	1,097	1,031	△ 135	
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0					
	未収金額計 (千円)	1,471	1,268	1,186	1,116	1,162	1,115	1,048	△ 138	
⑱特定空家等代 執行費用 【強制】 ※行政代執行 【非強制】 ※略式代執行  建設課	現年度 収納率 (%)		0.0	0.0	0.0		※代執行の略式代執行・行政代執行の別のほか、案件ごとに事情が異なり、収納を計画的に行える案件ではないため、予測可能な令和5年度滞納繰越分以外の数値目標は設定しません。 令和6年度以降の債権管理状況の確認については、行政代執行のみ行うこととします。			
	滞納繰越 収納率 (%)			0.0	0.0	50.0				
	現年度 未収金額 (千円)		490							
	滞納繰越 未収金額 (千円)			490	490	245				
	不納欠損額 (千円)		0	0	0					
	未収金額計 (千円)		490	490	490	245				
⑲水道料金 【私債権】  上下水道課	現年度 収納率 (%)	99.9	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	0.1	
	滞納繰越 収納率 (%)	12.9	9.0	9.8	13.4	9.8	10.9	11.3	1.6	
	現年度 未収金額 (千円)	932	1,604	1,059	1,058	1,002	982	963	△ 96	
	滞納繰越 未収金額 (千円)	11,052	10,307	9,992	9,566	9,881	9,692	9,468	△ 524	
	不納欠損額 (千円)	1,355	668	634	168					
	未収金額計 (千円)	11,984	11,911	11,051	10,624	10,883	10,674	10,431	△ 620	
⑳公共下水道使 用料 【強制】  上下水道課	現年度 収納率 (%)	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	0.1	
	滞納繰越 収納率 (%)	69.8	72.5	56.4	53.7	78.7	44.1	55.2	△ 1.2	
	現年度 未収金額 (千円)	237	376	229	209	265	236	231	2	
	滞納繰越 未収金額 (千円)	42	47	133	176	90	198	194	61	
	不納欠損額 (千円)	3	2	8	1					
	未収金額計 (千円)	279	423	362	385	355	434	425	63	

※⑲水道料金、⑳公共下水道使用料は5月末時点での未収金額としており、決算額とは異なります。

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標				
②①公共下水道受益者負担金 【強制】  上下水道課	現年度 収納率 (%)	99.8	97.4	99.1	98.7	※受益者負担金は、新たに公共下水道が 供用開始となる区域が生じた年度には対 象者(調定件数・調定額)が増え、それ 以外の年度では、建物新築等で新たに公 共枵を設置した人などに対象者が限られ るため、目標値は設定しません。収納状 況を管理し、滞納者が発生した場合は、 その都度対応します。現時点で滞納繰越 未収金となっている1件90千円は、交付 要求中のものです。							
	滞納繰越 収納率 (%)	50.0	29.7	73.5	73.8								
	現年度 未収金額 (千円)	38	250	253	105								
	滞納繰越 未収金額 (千円)	90	90	90	90								
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0								
	未収金額計 (千円)	128	340	343	195								
②②育英会奨学金 【私債権】  教育総務課	現年度 収納率 (%)	97.19	99.25	99.98	100.00	100.0	100.0	100.0	0.02				
	滞納繰越 収納率 (%)	9.09	9.98	10.47	12.16	4.0	4.0	4.0	△ 6.5				
	現年度 未収金額 (千円)	586	140	2	0	0	0	0	△ 2				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	10,383	9,874	8,966	7,878	8,608	7,000	6,000	△ 2,966				
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0								
	未収金額計 (千円)	10,969	10,014	8,968	7,878	8,608	7,000	6,000	△ 2,968				
②③埋蔵文化財発 掘調査委託料 【私債権】  まなび推進課	現年度 収納率 (%)												
	滞納繰越 収納率 (%)									0.0	0.0	0.0	0.0
	現年度 未収金額 (千円)												
	滞納繰越 未収金額 (千円)									9,100	9,100	9,100	0
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	9,100								
	未収金額計 (千円)	9,100	9,100	9,100	0	6,825	4,550	2,275	△ 6,825				
②④埋蔵文化財発 掘調査委託料 (遅延損害金) 【私債権】  まなび推進課	現年度 収納率 (%)												
	滞納繰越 収納率 (%)									0.0	0.0	0.0	0.0
	現年度 未収金額 (千円)												
	滞納繰越 未収金額 (千円)									551	551	551	0
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	551								
	未収金額計 (千円)	551	551	551	0								

※②公共下水道受益者負担金は5月末時点での未収金額としており、決算額とは異なります。

※②の収納率は、切り上げると100%になるため小数点第2位までとしています。

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
②⑤住宅新築資金 等貸付金元利収 入 (過年度分) 【私債権】  人権啓発課	現年度 収納率 (%)								
	滞納繰越 収納率 (%)	4.1	3.1	2.8	3.2	2.0	2.0	2.0	△ 0.8
	現年度 未収金額 (千円)								
	滞納繰越 未収金額 (千円)	83,647	81,086	78,784	76,239	77,208	75,664	74,151	△ 4,633
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	83,647	81,086	78,784	76,239	77,208	75,664	74,151	△ 4,633
②⑥医療費(窓口 未収金) 【私債権】  西予市民病院	現年度 収納率 (%)	96.4	97.0	96.2	96.3	98.0	98.0	98.0	1.8
	滞納繰越 収納率 (%)	28.3	30.5	25.5	26.4	28.3	21.8	22.0	△ 3.5
	現年度 未収金額 (千円)	6,945	5,583	6,254	6,627	4,000	4,000	4,000	△ 2,254
	滞納繰越 未収金額 (千円)	14,874	15,159	15,448	15,931	15,562	15,300	15,053	△ 395
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	41				
	未収金額計 (千円)	21,819	20,742	21,702	22,558	19,562	19,300	19,053	△ 2,649
②⑦医療費(窓口 未収金) 【私債権】  野村病院	現年度 収納率 (%)	95.1	97.2	97.0	96.9	97.0	97.0	97.0	0.0
	滞納繰越 収納率 (%)	35.7	42.4	33.9	33.1	32.2	30.6	29.0	△ 4.9
	現年度 未収金額 (千円)	6,360	3,430	2,947	3,184	3,000	3,000	3,000	53
	滞納繰越 未収金額 (千円)	6,947	7,665	6,670	6,434	6,336	6,019	5,718	△ 952
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	13,307	11,095	9,617	9,618	9,336	9,019	8,718	△ 899
②⑧利用者負担金 【私債権】  つくし苑	現年度 収納率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	滞納繰越 収納率 (%)	0.0	0.0	0.0	100.0	3.0	100.0	100.0	100.0
	現年度 未収金額 (千円)	8,591	9,110	9,257	9,127	9,200	9,200	9,200	△ 57
	滞納繰越 未収金額 (千円)	1,403	1,403	1,403	0	1,363	0	0	△ 1,403
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	9,994	10,513	10,660	9,127	10,563	9,200	9,200	△ 1,460

※②⑧利用者負担金の現年度収納率は、毎年5月末には完納となっているため100%としています。

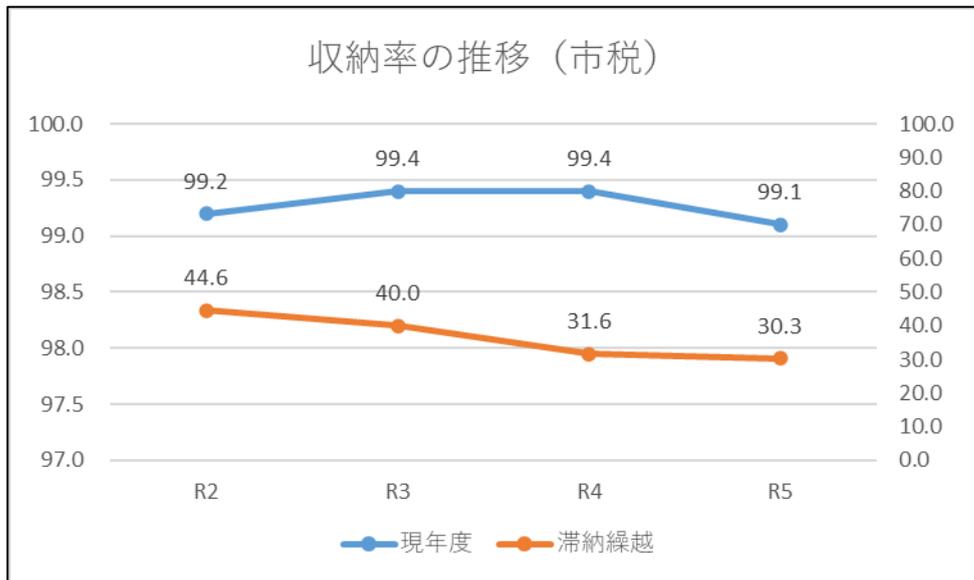
債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑳ジオツアー運営業務委託料返還金 (過年度分) 【私債権】  経済振興課(ジオパーク推進室)	現年度 収納率 (%)								
	滞納繰越 収納率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0		
	現年度 未収金額 (千円)								
	滞納繰越 未収金額 (千円)	548	548	548	548		0		
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0		548		
	未収金額計 (千円)	548	548	548	548		0	0	△ 548
㉑西予市研修基金返還金 (過年度分) 【私債権】  まちづくり推進課	現年度 収納率 (%)								
	滞納繰越 収納率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0		100.0		
	現年度 未収金額 (千円)								
	滞納繰越 未収金額 (千円)	145	145	145	145		0		
	不納欠損額 (千円)	0	0	0	0		0		
	未収金額計 (千円)	145	145	145	145		0	0	△ 145
㉒児童扶養手当過誤払金返還金 【強制】  子育て支援課	現年度 収納率 (%)						31.0		
	滞納繰越 収納率 (%)							32.0	
	現年度 未収金額 (千円)						659		
	滞納繰越 未収金額 (千円)							448	△ 211
	不納欠損額 (千円)						0		
	未収金額計 (千円)						659	448	△ 508

㉒、㉓、㉔については、新たに債権が生じていることが判明したため、計上したものです。

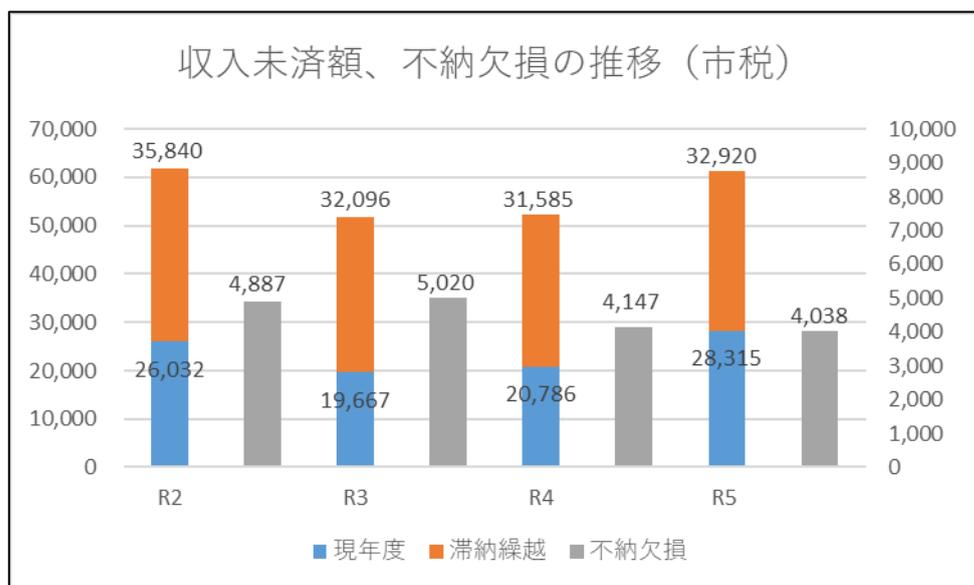
㉒は既に法人が破産していることから債権放棄による不納欠損を行う予定です。

## 7. 債権所管課の現状と課題（債権単位）

### （1）市税【強制】税務課

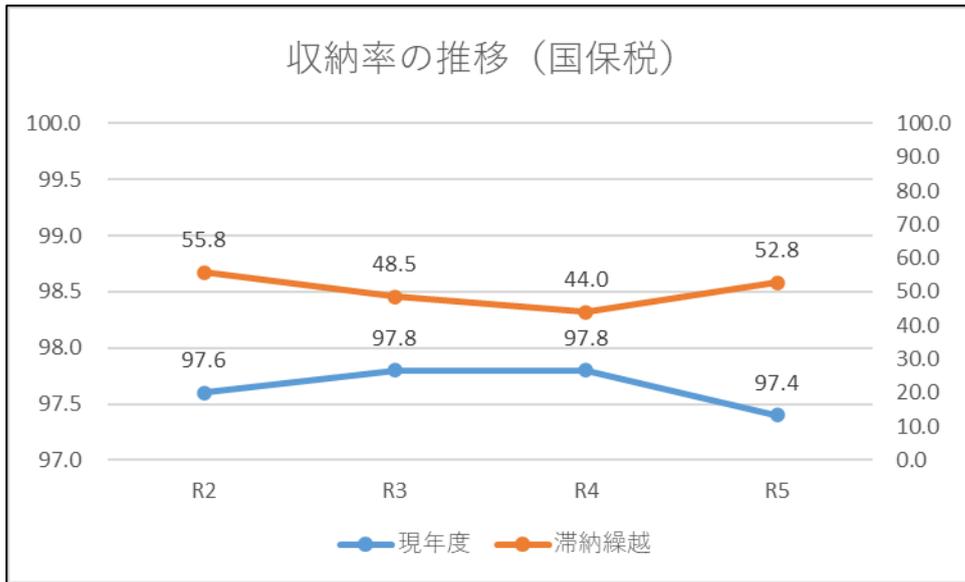


現年度の収納率は99%を超えており、安定はしていますが、大口滞納が生じたため、昨年度より低くなっています。滞納繰越分は、年々徴収率が減少しています。

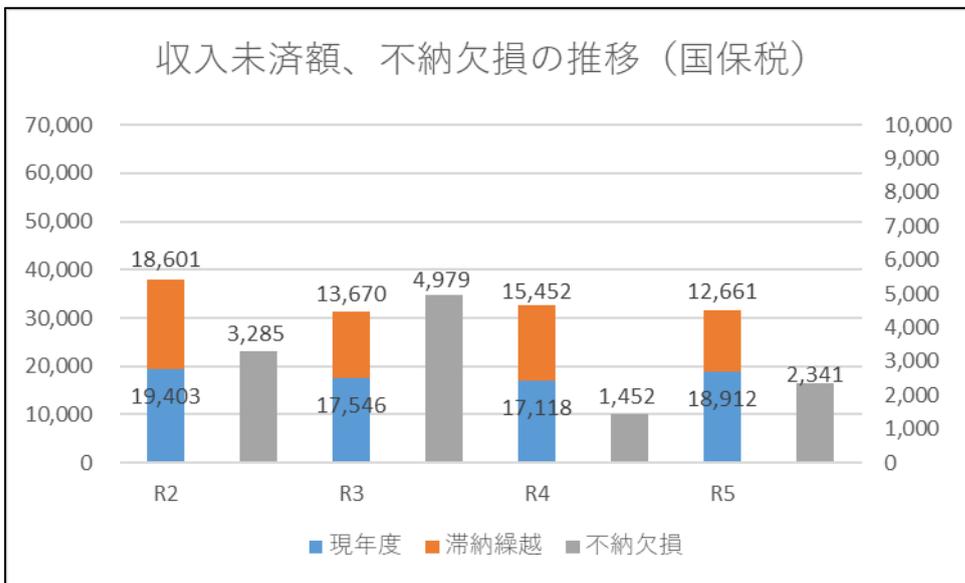


大口滞納者の影響で現年度収入未済額は大きく増加しています。滞納繰越分も増加しています。滞納繰越分の徴収率が下がり、収入未済額が増えている原因等を分析し、より多く回収できるよう、動産、不動産の差押、公売などの新しい回収手法の確立や、効率的に業務を遂行できるよう、業務内容、徴収体制等を再確認することが課題の一つです。

(2) 国民健康保険税【強制】税務課

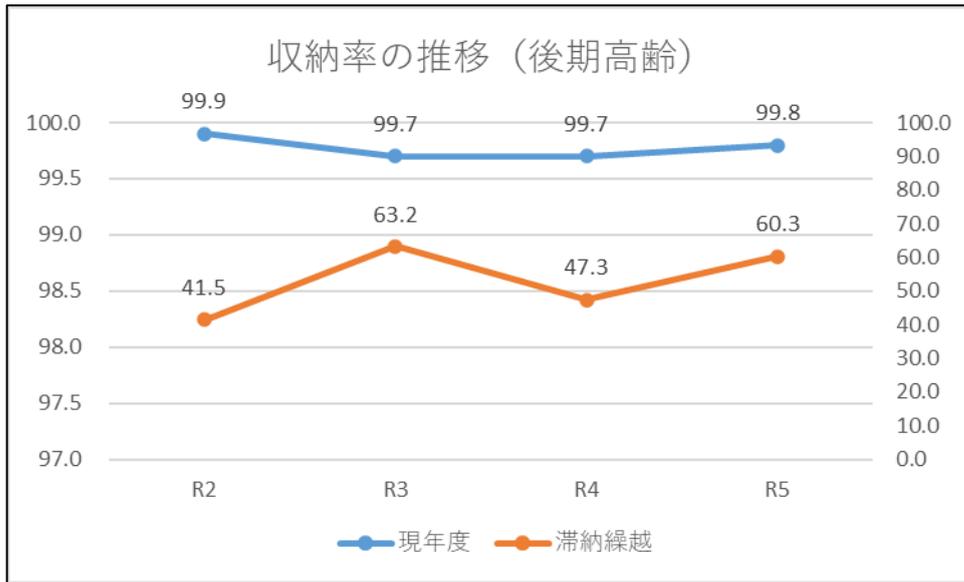


現年分は市税（国保以外）よりも徴収率が低い状況です。滞納繰越分は保険証の短期保険証交付に影響があるため、優先的に充当していることから、比較的高い水準を維持しています。

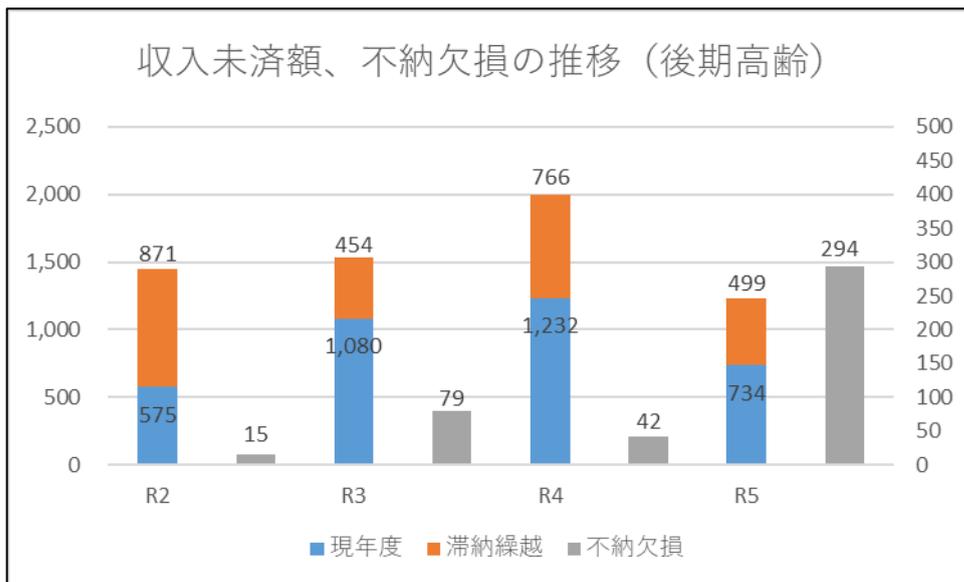


現年分が増加していますが、これも大口滞納者の影響が考えられます。滞納繰越分は減少していますので、今後、現年度の滞納繰越を増やさないようにする必要があります。

(3) 後期高齢者医療保険料【強制】市民課



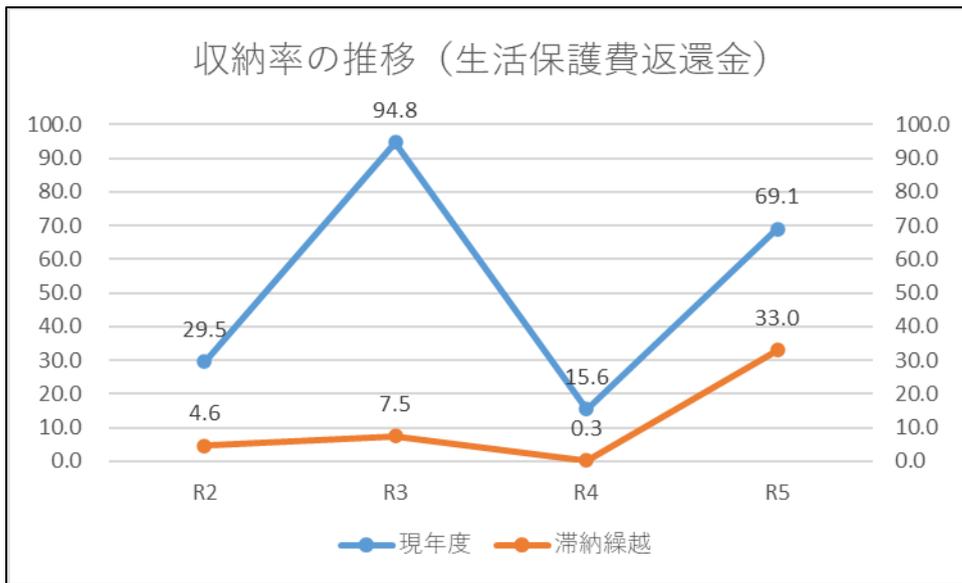
現年度の徴収率を0.1%昨年度から上げています。滞納繰越分の徴収率は令和4年度から13%の大幅増となっており、十分な成果をあげています。



令和5年度において、現年度、滞納繰越分の収入未済額を給料や年金等の差押などの滞納処分を中心とした滞納整理で大幅に減少させています。税務課と情報共有し、滞納市税を執行停止による不納欠損していた事案について、同じく不納欠損とし、回収の見込みのない債権の処理も適切に行っています。

令和5年度においては、強制徴収公債権の理想的な債権管理・回収の手法を執行しておりますので、今後においても、この流れを絶やさず、継続していけるかどうかは鍵となります。

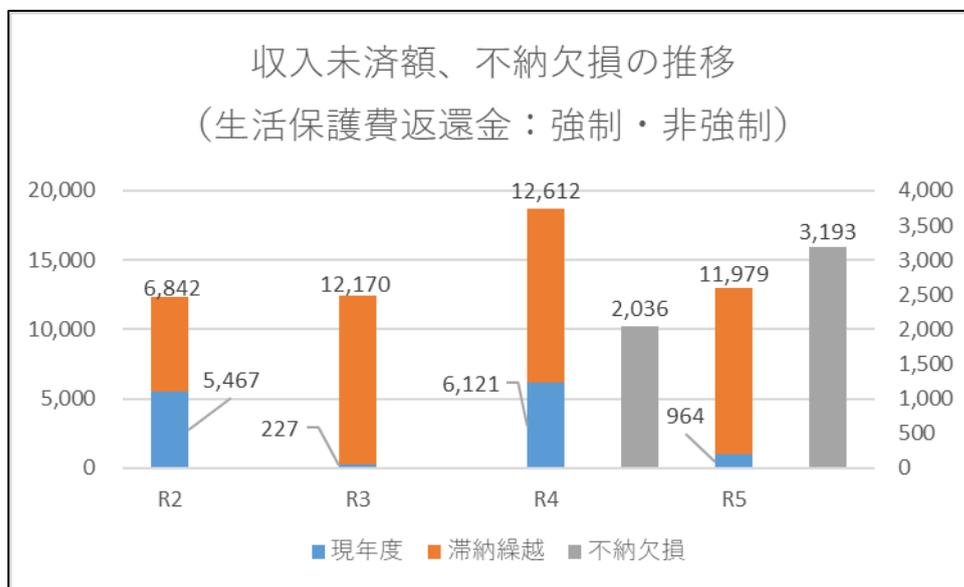
(4) 生活保護費返還金【強制・非強制】福祉課



生活保護費の不正受給による返還金（生活保護法第78条・強制）、不正受給によらない返還金（同第63条・非強制）においても返還しない者に対して、生活保護法第77条の2を適用し、強制徴収公債権として回収しています。

令和5年度においては、令和4年度に600万円近くの返還する意思がない事案が発生していましたが、早期に預貯金の差押を執行し、大部分の回収ができています。

収納率は、不正受給した残預金の状況に左右されますので、年度によってかなり変動します。

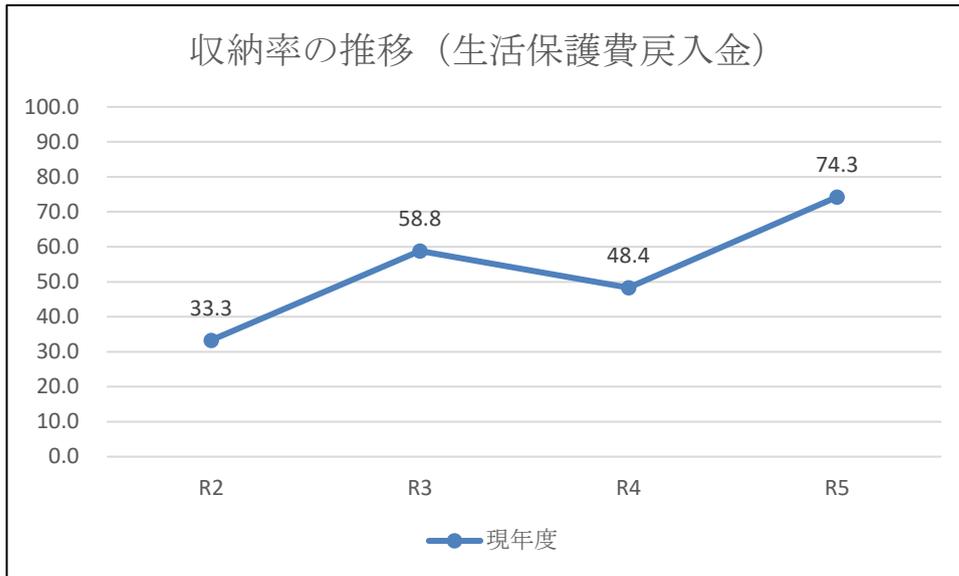


現年度分の滞納繰越は年によって大きく変動しています。

回収不能なものについては、不納欠損し、適正な債権管理を行っています。

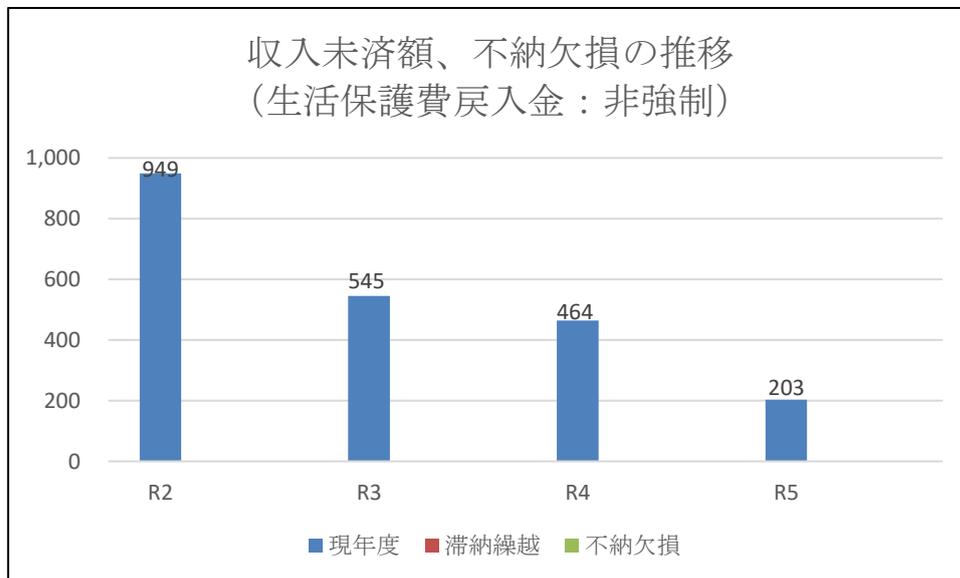
この返還金の回収には取立までのスピードが重要ですので、これから突発的に発生する返還金を、いかに素早く処理するか、また、そのノウハウを引き継いでいけるかが今後の課題と言えます。

(5) 生活保護費戻入金【非強制】福祉課



戻入金は、不正受給ではなく、医療費の自己負担分等によって生じた返還金になります。主に生活保護法第63条扱いとなります。

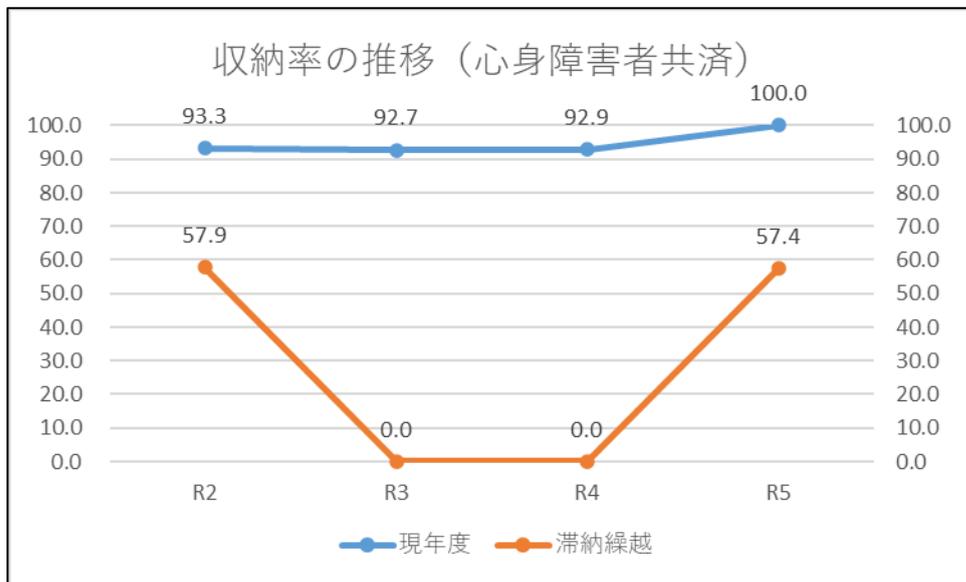
それなりの収納率ですが、非強制徴収公債権のため被保護者の自主的な支払いに留まることから、年度によって収納率は大きく変化します。



令和2年度は100万円に近づく程の収入未済額となっておりますが、徐々に減少しており、令和5年度では20万円強となっております。

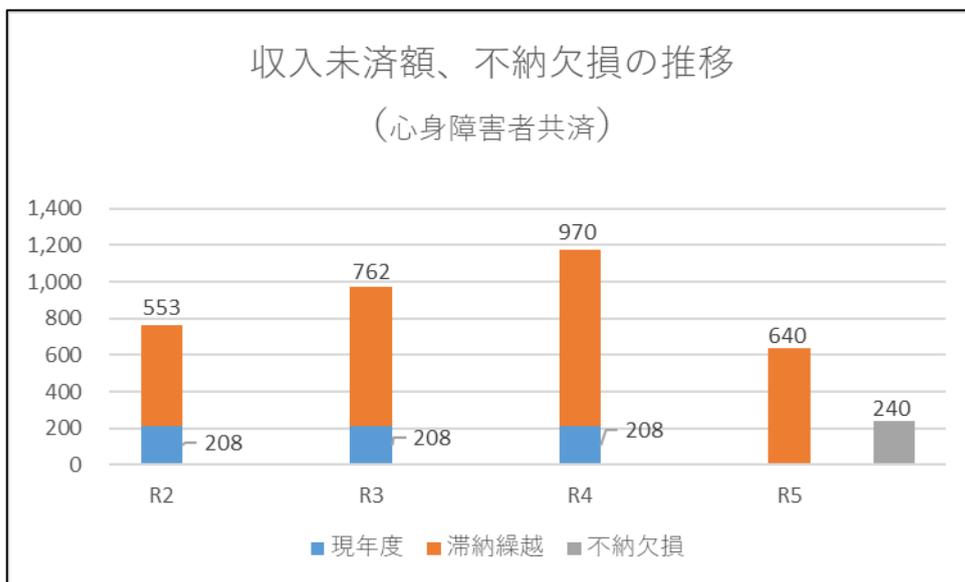
滞納繰越となったものについては、生活保護費返還金として、生活保護法第63条を適用し回収を進めており、手順としては問題ありません。

(6) 心身障害者扶養共済制度加入者負担金【私債権】福祉課



心身障害者扶養共済制度加入者負担金は、子が心身障害者の場合、その親が亡くなったときに年金が支給される共済制度に係るもので、県と市が掛け金の一部を負担しており、一旦市が対象者の負担金も併せて県に支払っています。その市への未払負担金を回収するものです。

現年度については、ほとんどの人が支払っておりますが、滞納繰越分については、年度によって大きく変動があります。

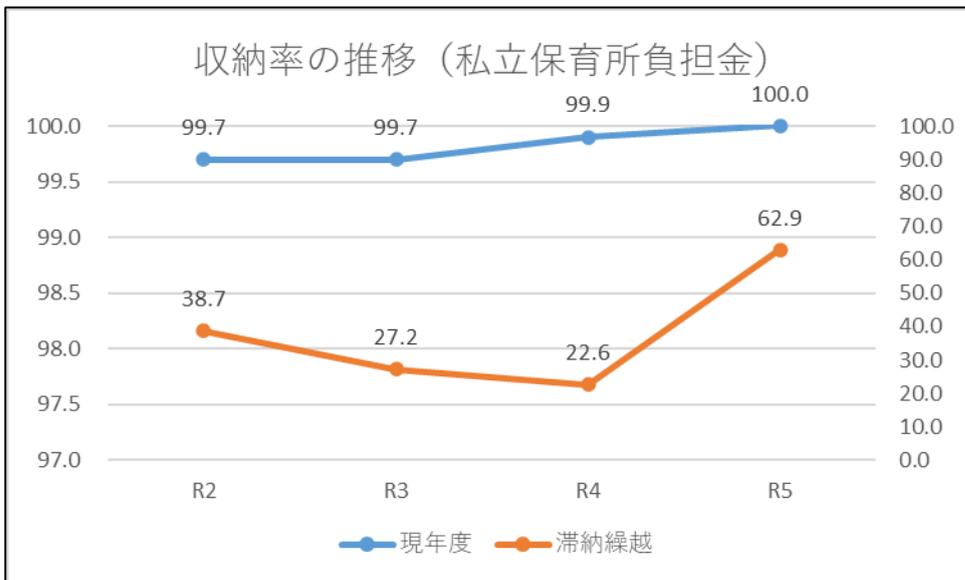


令和5年度において、長期滞納分について支払の意思の確認を行い、時効の援用を主張したものは、不納欠損としています。

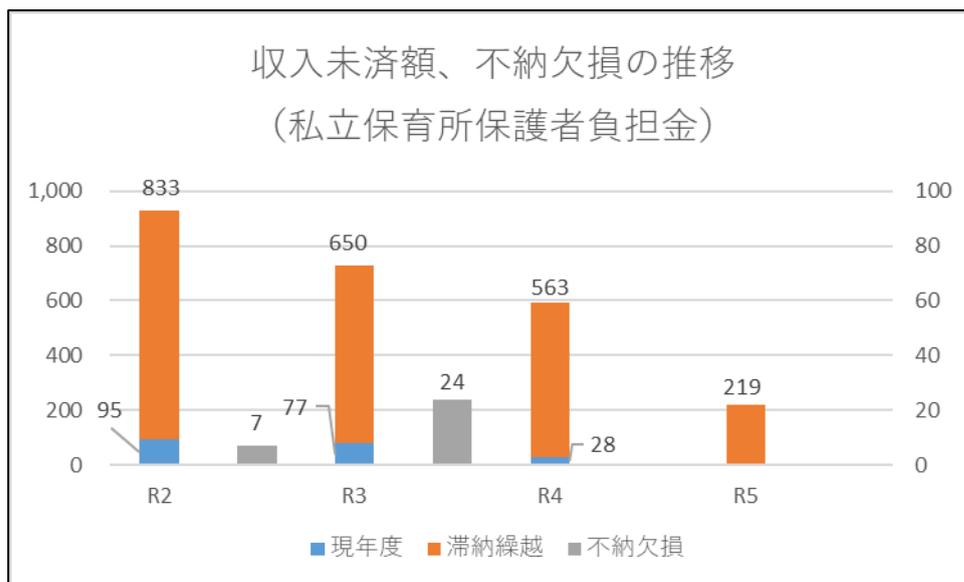
令和5年度の現年度収入未済額は発生していません。令和6年度滞納繰越分も現在（令和6年7月17日）残り10万円となっておりますので、7月末日には完納となる予定です。

本来2カ月未納が続けば共済契約の解約が可能ですので、大口滞納とならないよう粛々と事務処理をしていく必要があります。

(7) 私立保育所保護者負担金【強制】子育て支援課



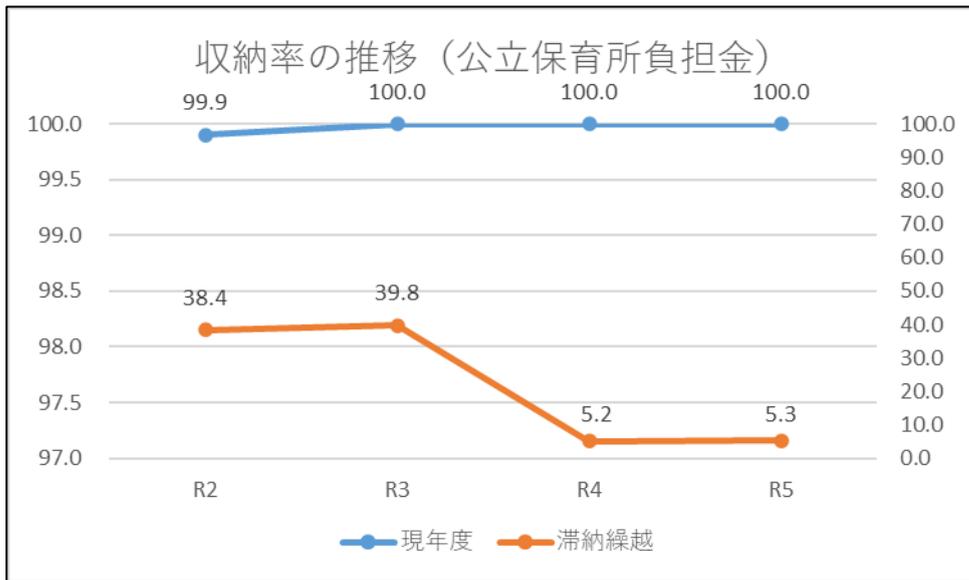
令和5年度の滞納繰越分について、滞納処分を視野に入れた折衝を行ったことで、徴収率が劇的に上昇しました。現年分も100%と申し分ありません。



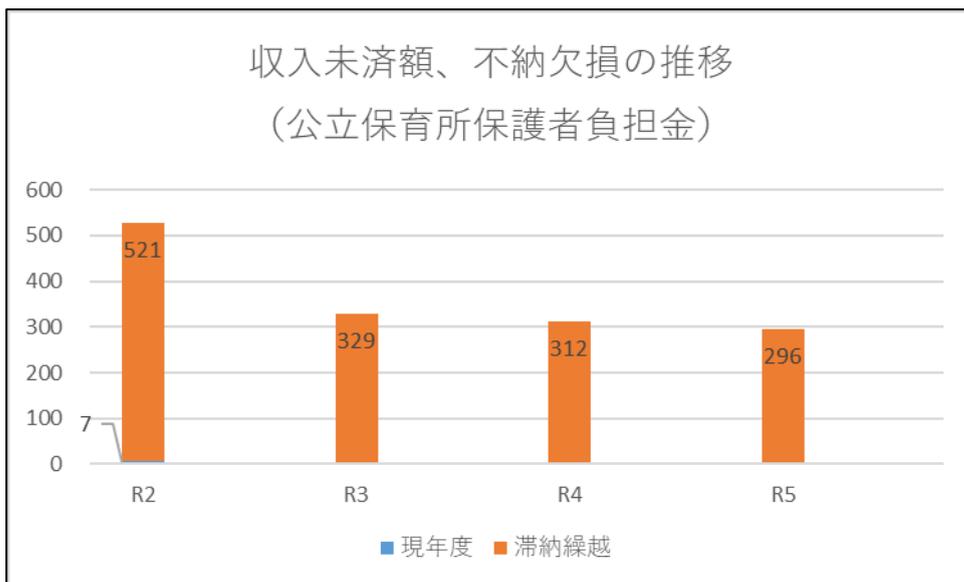
滞納繰越額は20万強と、昨年度から63%減の約3分の1に大きく減少しております。驚くべきことは、差押等の滞納処分をしないで、大きく減らしたことです。滞納処分によらなくても、徴収担当者の努力と信念で大きく解消できるというよい事例です。

残った滞納繰越分は、滞納処分で即時に完納できるほどの財産は発見できていないため、今後も粘り強く回収していく必要があります。

(8) 公立保育所保護者負担金【強制】子育て支援課



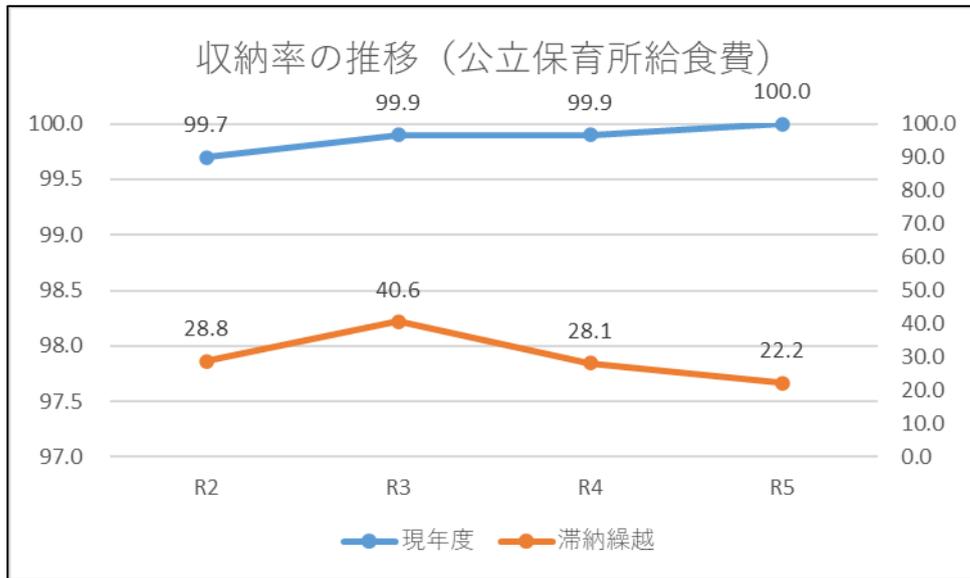
現年度は100%の収納率です。滞納繰越分の徴収率はかなり低いです。



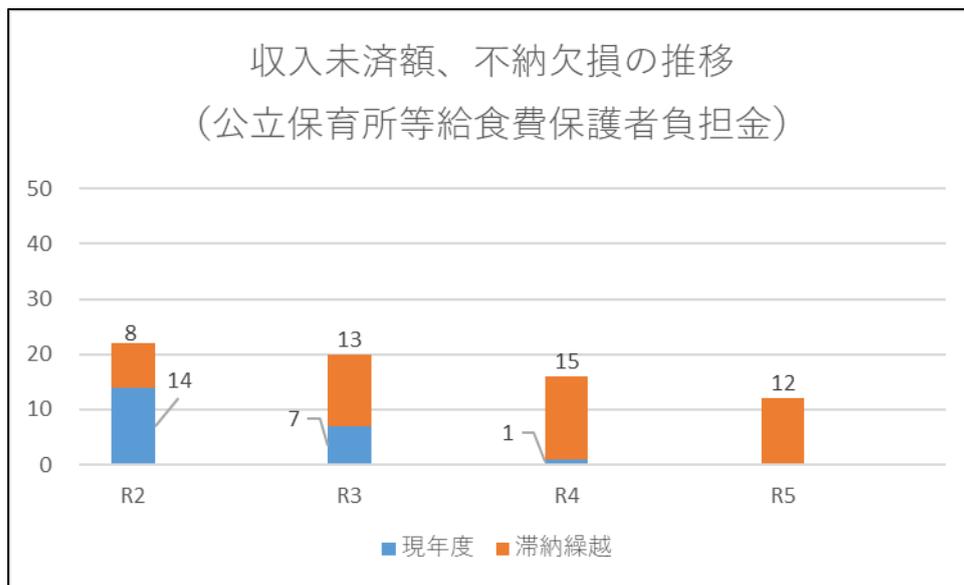
滞納繰越分は、滞納者1名のみです。財産調査を行っても、差押可能な財産は見できていません。

今後は、生活状況を常に把握し、滞納処分の執行停止も視野にいた対応を検討する必要があります。

(9) 公立保育所等給食費保護者負担金【私債権】子育て支援課



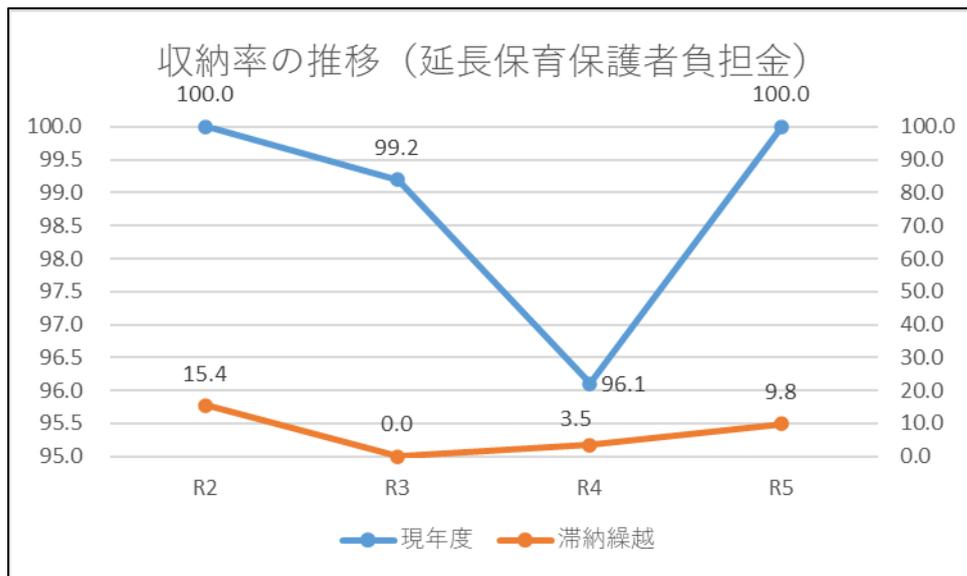
現年度はほぼ100%です。滞納繰越となると、いずれ保育園等の利用が無くなることから滞納者との接点がなくなり、回収は困難になります。



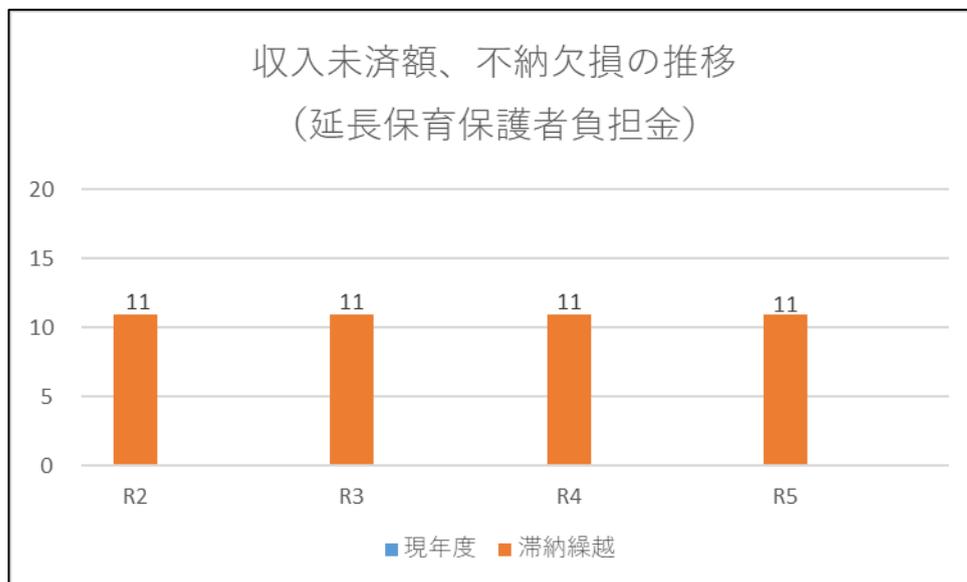
かなり少額ですが、私債権のため強制的な徴収はできず、中々回収しにくい状況です。

不納欠損も簡単にできないため、日頃から保育園等と連携しながら、少額でも、早め早めの対応が必要です。

(10) 延長保育保護者負担金【私債権】子育て支援課



給食費と同じような状況です。現年度はほぼ100%です。滞納繰越となると、いづれ保育園等の利用が無くなることから滞納者との接点がなくなり、回収は困難になります。

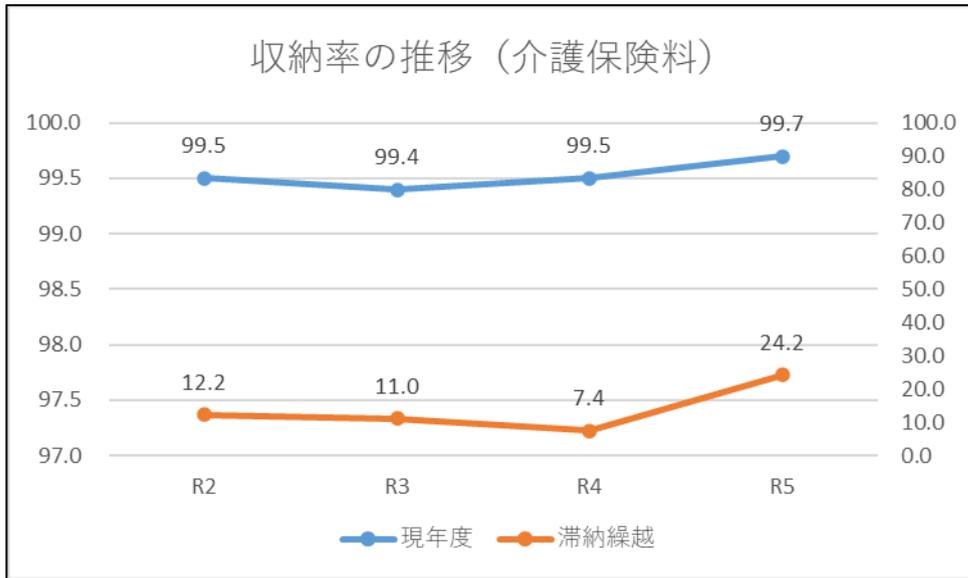


かなり少額ですが、私債権のため強制的な徴収はできず、中々回収しにくい状況です。

不納欠損も簡単にできないため、日頃から保育園等と連携しながら、少額でも、早め早めの対応が必要です。

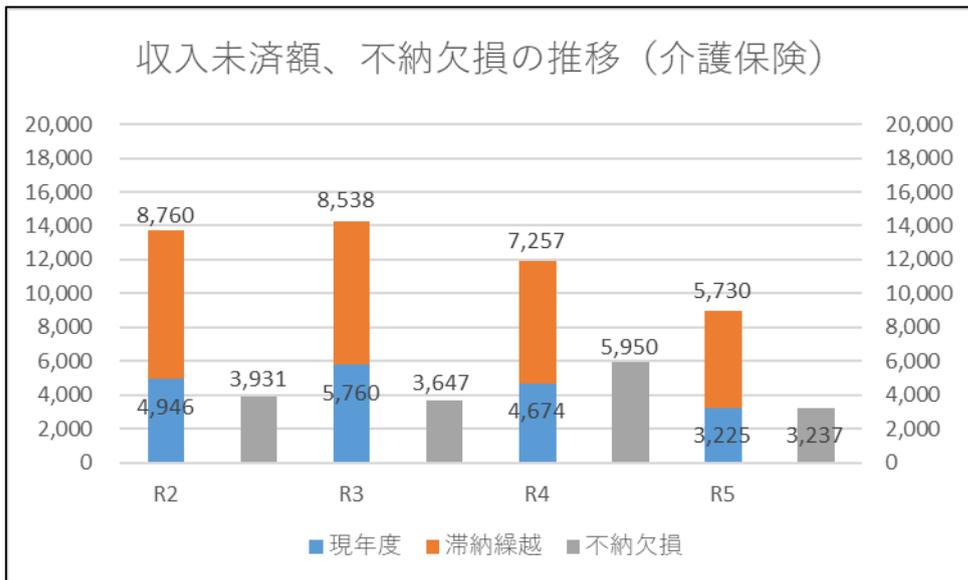
時効期間を満了しているものであれば、債権放棄を検討する必要があります。

(11) 介護保険料【強制】長寿介護課



現年度保険料の大部分(約94%)が年金特徴によるもののため、収納率は99%超の高い数値で推移していますが、収納率のさらなる向上のためには普徴の収納率向上を図っていく必要があります。(普徴の収納率は、令和2年度は91.5%でしたが令和5年度には95.0%に向上。)

滞納繰越分の収納率は、令和2年度から令和4年度までは10%前後でしたが、債権整理室と連携した滞納処分及び納付指導によって令和5年度は20%台まで上昇し、目標としていた21.9%を超えています。

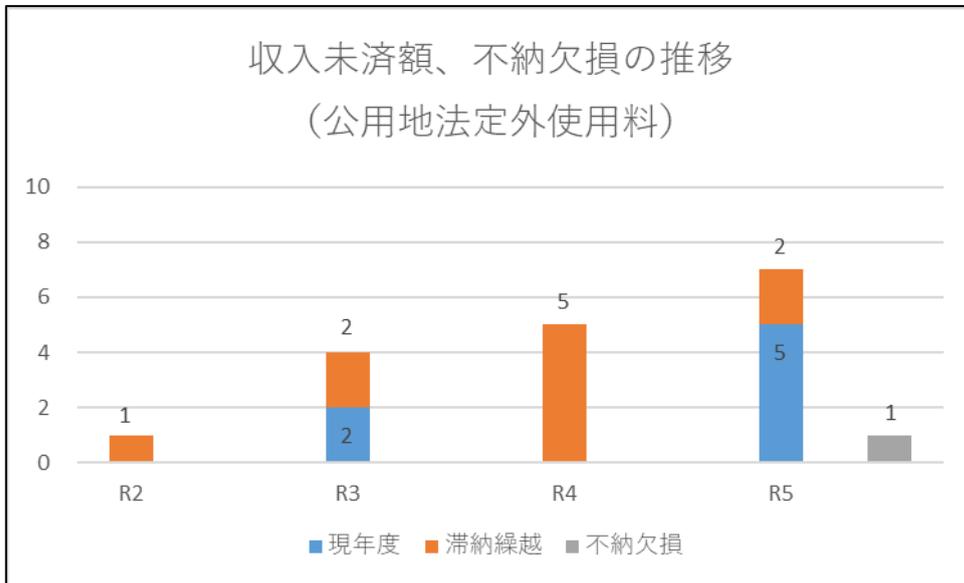
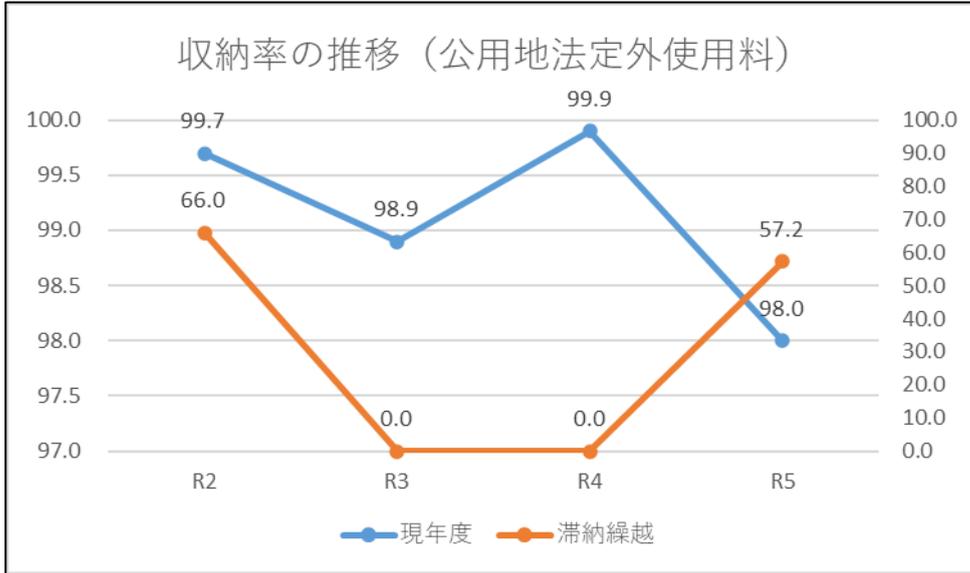


収納率の向上によって収入未済額及び不納欠損額は減少傾向にあります。一方、介護保険料は、時効期間が2年のため毎年不納欠損を行っており、収入未済額に対して不納欠損額が大きいいため、更なる削減に取り組むことが課題の一つです。

不納欠損を行うと、被保険者が介護サービスを利用する際の利用者負担割合が一定期間高くなり、必要な介護サービスの利用に影響が発生します。

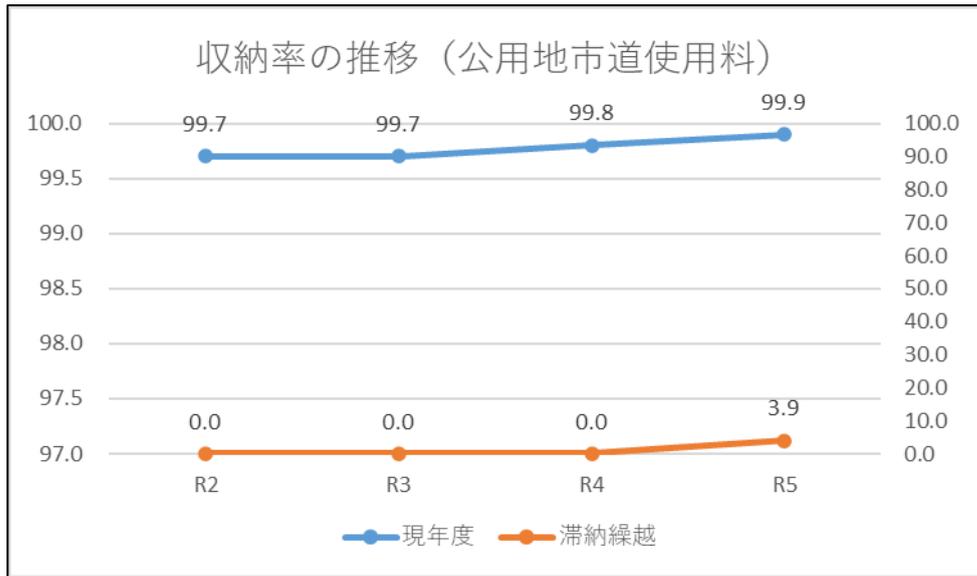
そのため、滞納者に対しては、滞納することによるデメリットを十分に説明し、納付指導を徹底していくとともに、早め早めの催告、滞納処分によって、不納欠損とならないよう滞納額の回収に努めることが必要です。

(12) 公用地法定外使用料【非強制】建設課

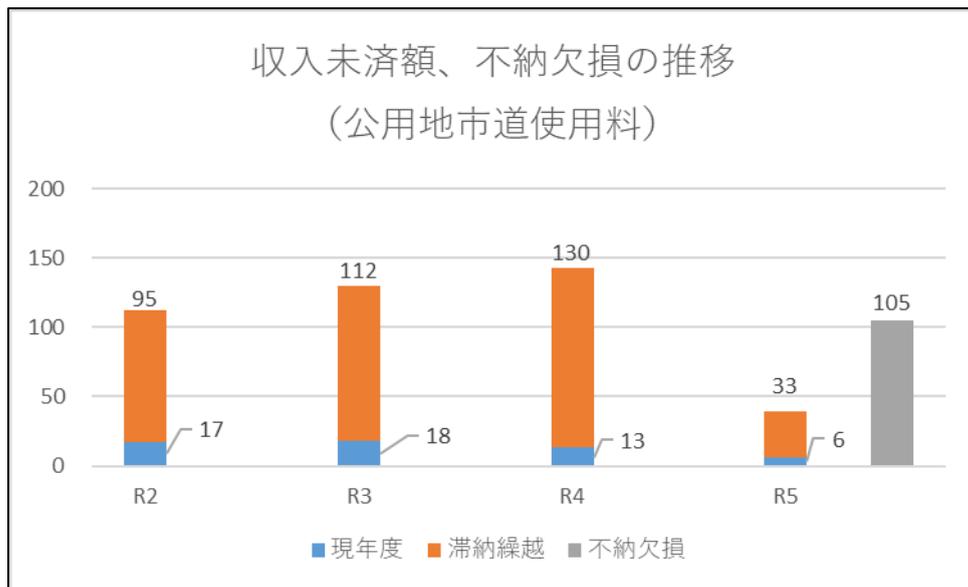


非強制徴収公債権で少額のため、強制執行による回収ができないことから、ねばり強く回収していくしかありません。

(13) 公用地市道使用料【強制】建設課

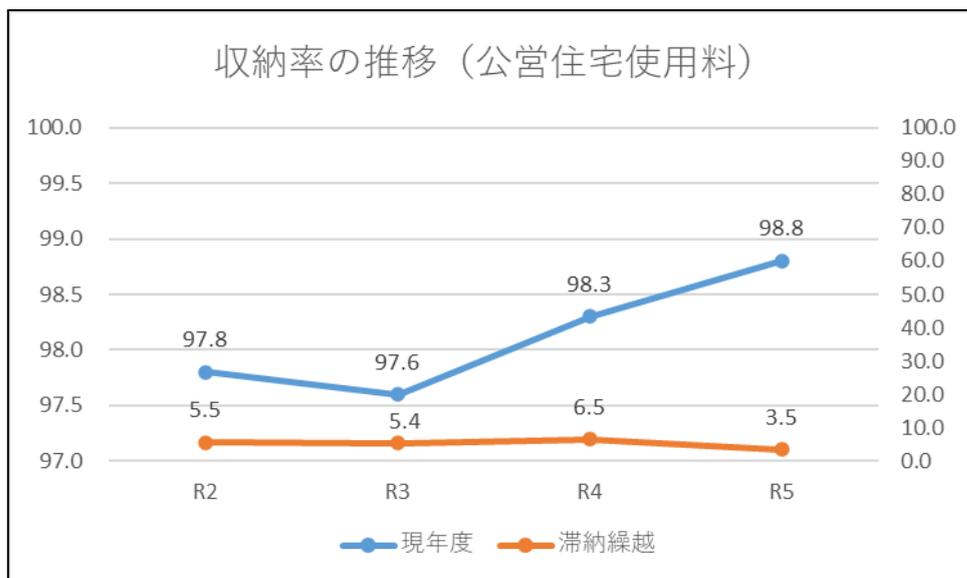


ほぼ、現年度の滞納はありません。滞納繰越となるとほとんど入ってきていません。



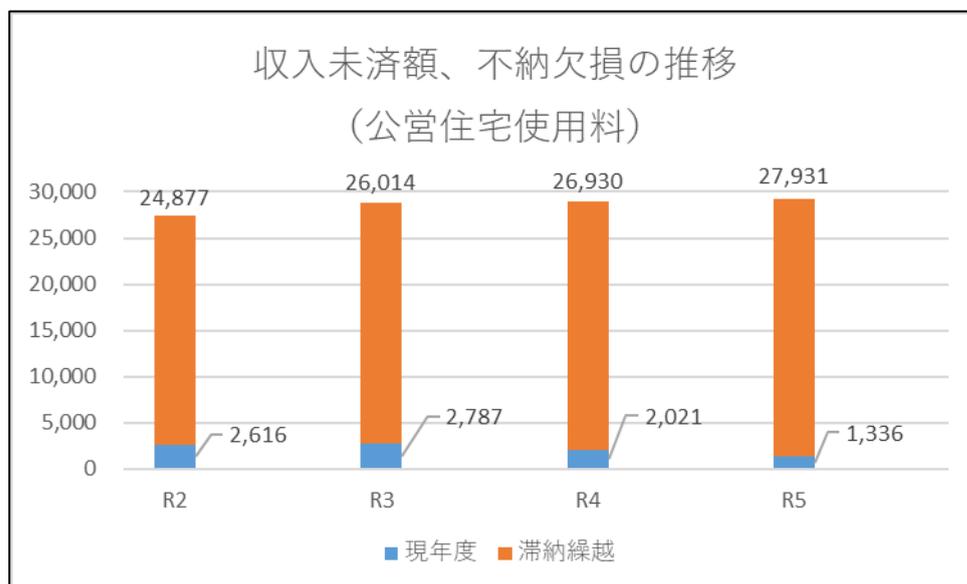
令和5年度に回収不能なものについては不納欠損を行いました。今後については、時効が到来しないよう、きちんと請求を行い、自主的な納付がなければ、差押による回収を早期に行う必要があります。

(14) 公営住宅使用料【私債権】建設課



現年度の収納率は98%程度で、使用しているものに対する支払にも関わらず低い数字となっています。

滞納繰越分の収納率も3%強と、単なる分納だけであっても少なすぎる収納率で、滞納者の支払う意思が感じられません。

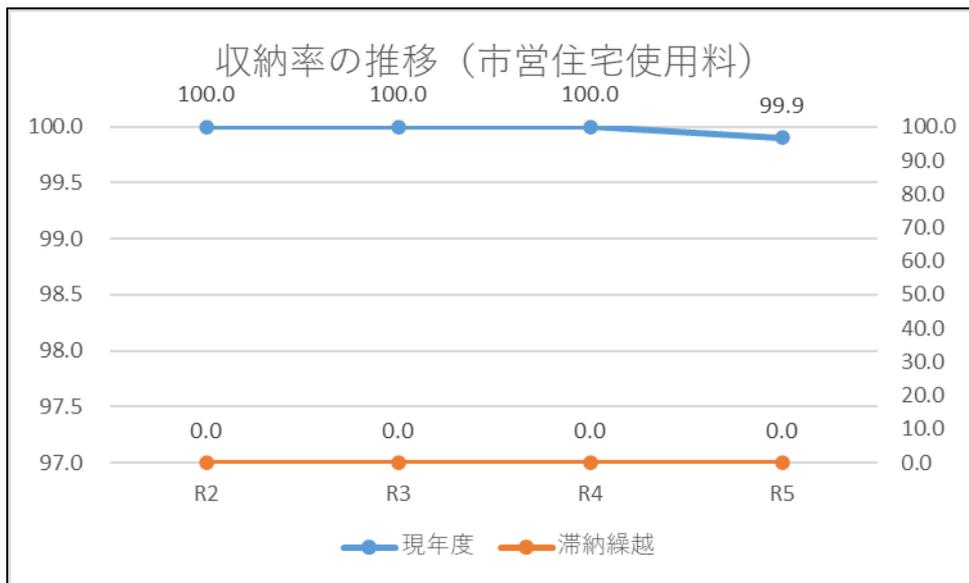


現年分の収入未済額は徐々に減ってはいるものの、100万円を超えています。

滞納繰越分は毎年増加しており、全く何も対処していないと判断されても仕方がない状態です。長期滞納者に対しては、強制執行による差押、取立、明渡し訴訟などを行い、公営住宅使用料を早期に健全な状態に戻すことが必要です。

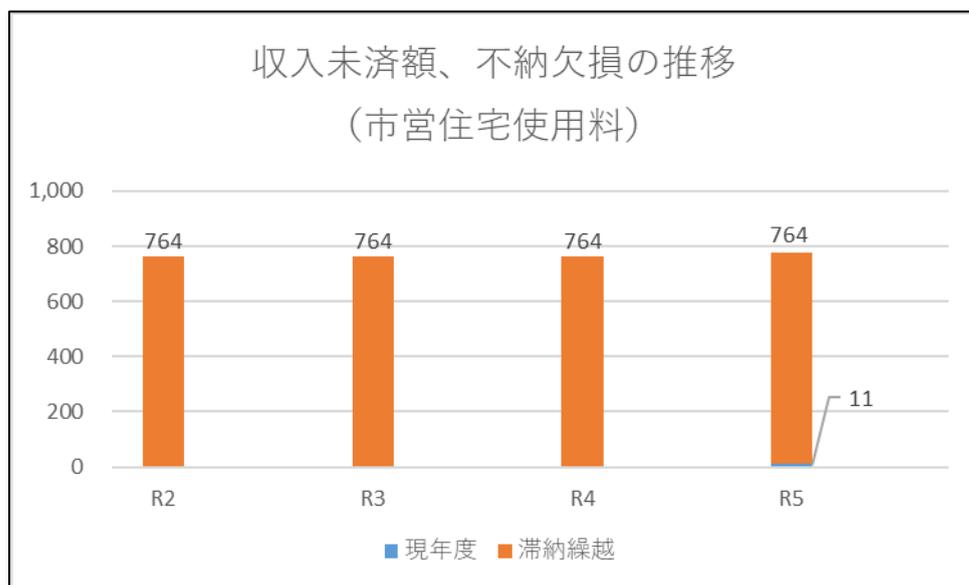
そのためには、建設部、課として、組織的に解決に向けた努力をする必要があります。

(15) 市営住宅使用料【私債権】建設課



国や県などの補助金なしで建築した市営住宅の使用料になります。現年度はほぼ100%入っています。

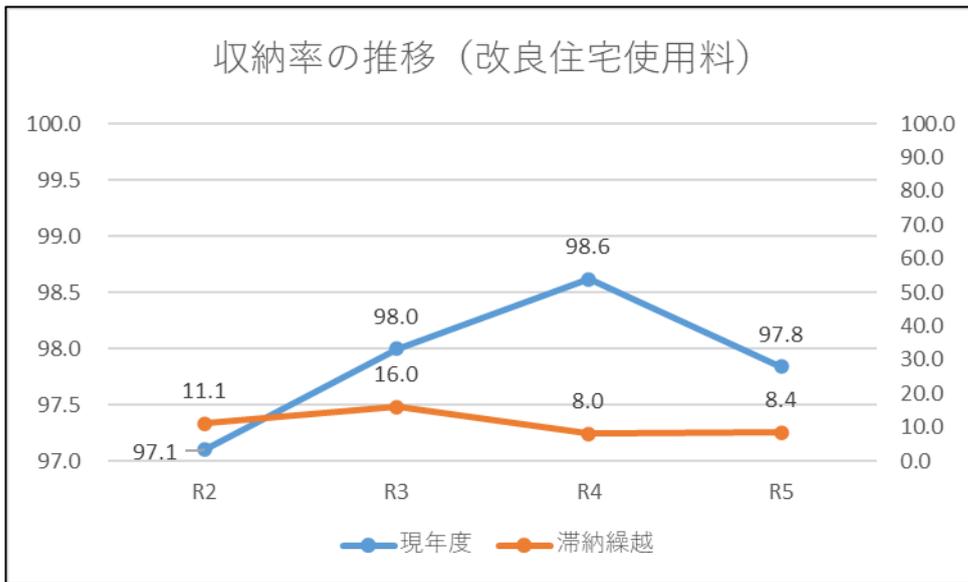
滞納繰越分については、令和2年度から一切入っていません。



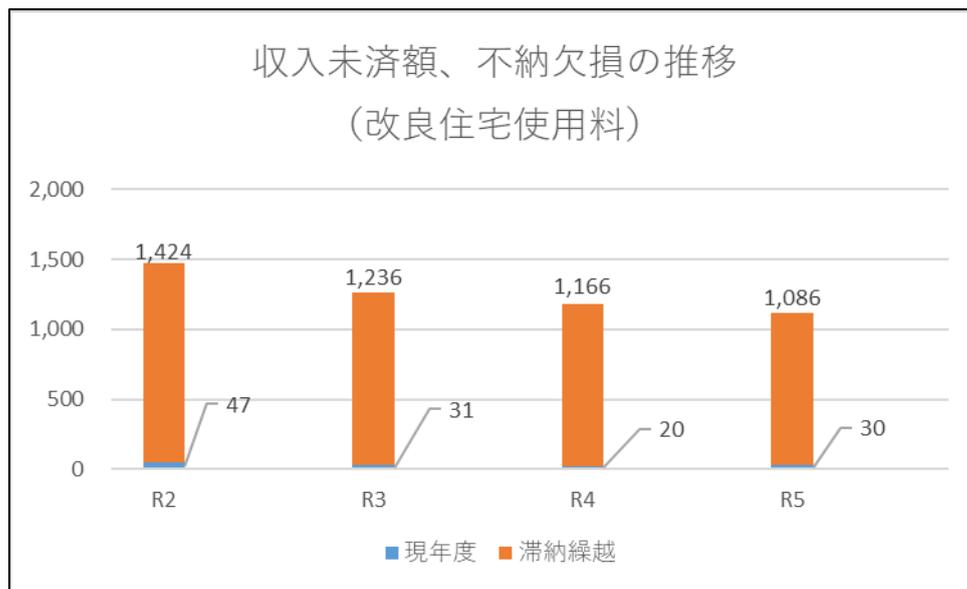
滞納繰越額がほぼ毎年同じため、同一滞納者の収入未済額がずっと残っているのかもしれない。

時効の確認や、生活状況、財産状況などの調査を行い、回収可能であれば、早期に強制執行の手続きにより回収する必要があります。

(16) 改良住宅使用料【私債権】 人権啓発課



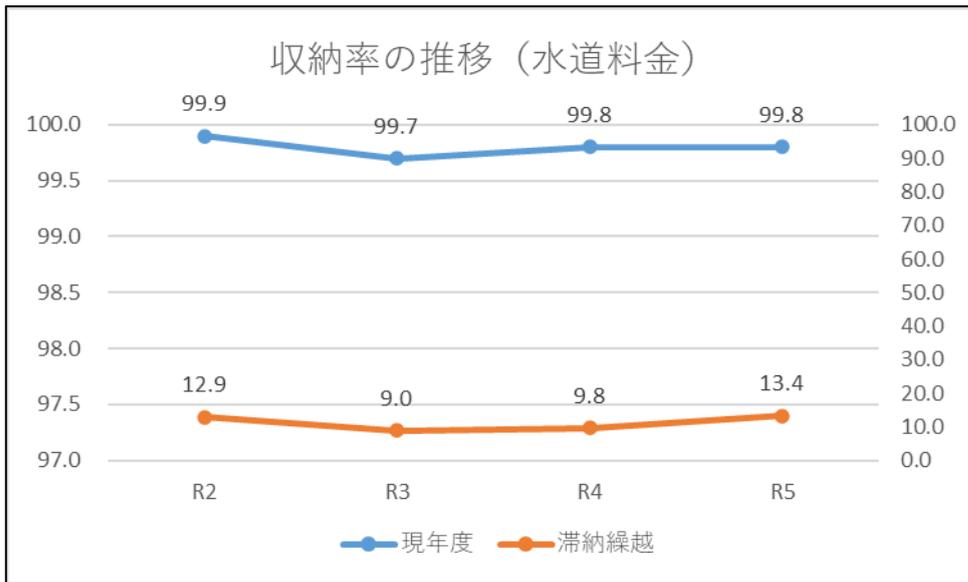
現年度の収納率も98%を切っており、低い値となっています。滞納繰越分も8%強でほとんど回収できていません。



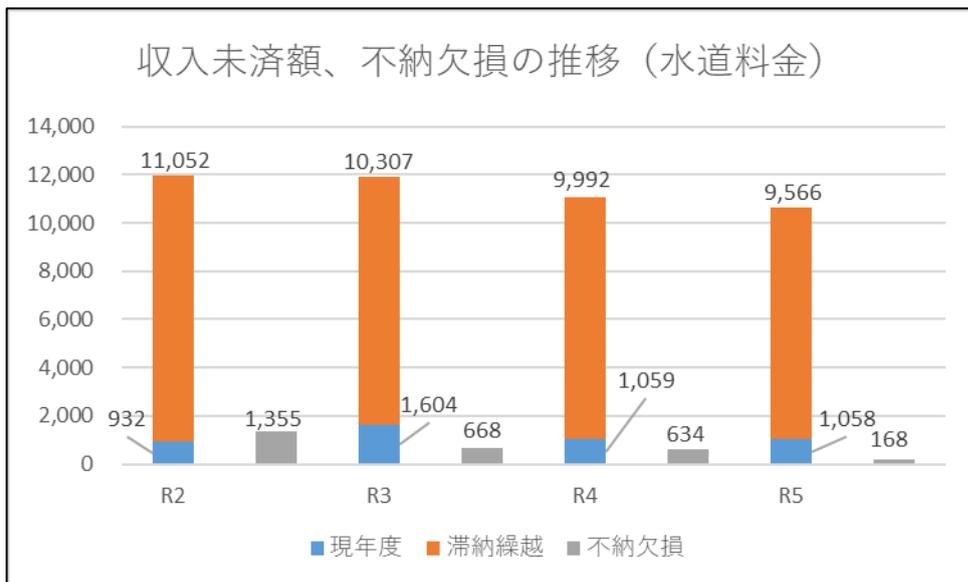
現年度の収納率は低いですが、滞納額は3万円と額ではそこまで大きくはありません。滞納繰越分も徐々に減少はしておりますが、特に何かを行ったわけではないようです。

現在、改良住宅使用料の管理は人権啓発課が行っておりますが、改良住宅の老朽化が激しく、改修、改築、取り壊しなど、今後の方針を人権啓発課が示した後は、効率的に債権の管理・回収を行うため、他の公営住宅と併せて建設課が管理する予定としております。それまでに人権啓発課は、現在の債権について、死亡者であれば、相続人を把握し、相続人への請求を行ったり、保証人に請求したりと、債権の現状を把握するとともに、できる限りの債権整理を行う必要があります。

(17) 水道料金【私債権】上下水道課



現年度については99.8%と高い値を維持しています。滞納繰越分は10%前後で高い値とは言えない状況です。



現年度の収納率は高いですが、全体の債権額が大きいので、現年度の収入未済額はだいたい100万円を超えています。

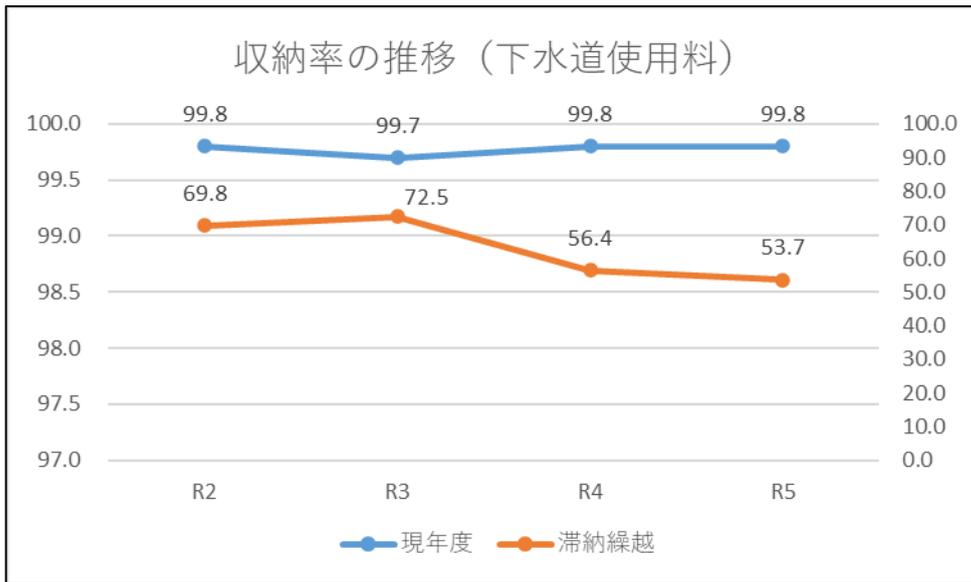
滞納繰越分は徐々に減少はしていますが、早期解消は見込まれない状況です。

私債権ではありますが、企業会計のため、議会の承認なしで債権放棄による不納欠損ができますので、回収不能と見込まれるものは不納欠損を行っています。

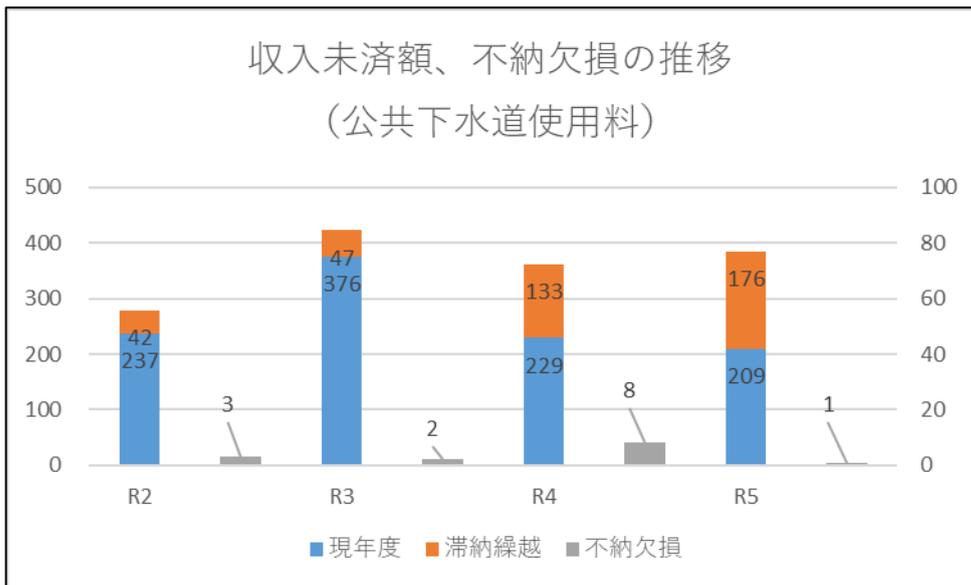
滞納繰越分については、長期に滞納となっているものが散見されますので、回収できるものかできないものか精査し、回収可能であれば、強制執行による取立も視野に入れた回収の努力をする必要があります。

また、給水停止措置については、厳格に対応するとともに、運用方法について、改めて近隣市町を参考としながら、検討することが求められます。

(18) 公共下水道使用料【強制】上下水道課



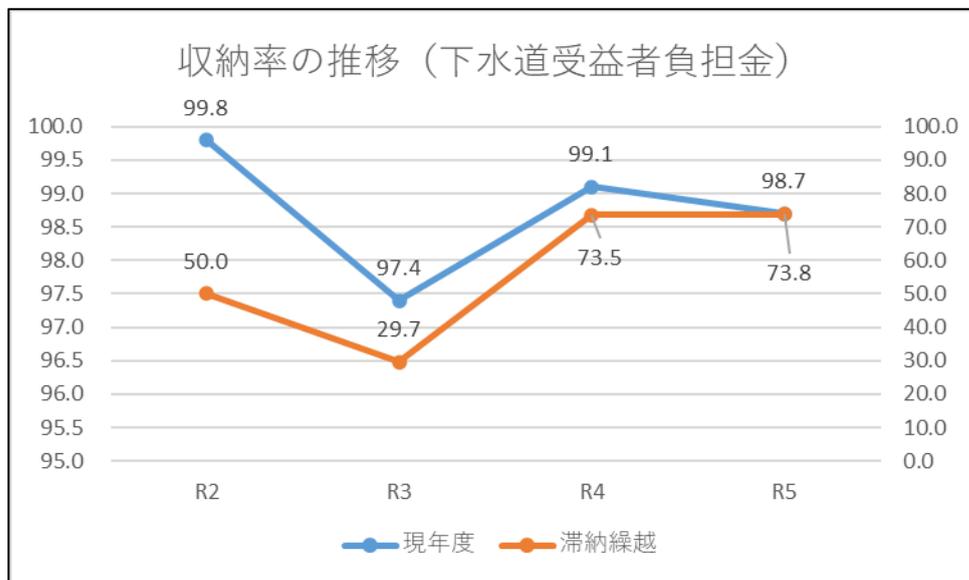
現年度の収納率は99%を超えており高いです。滞納繰越も50%超で高い数字ですが、徐々に減少していますので、注視していく必要があります。



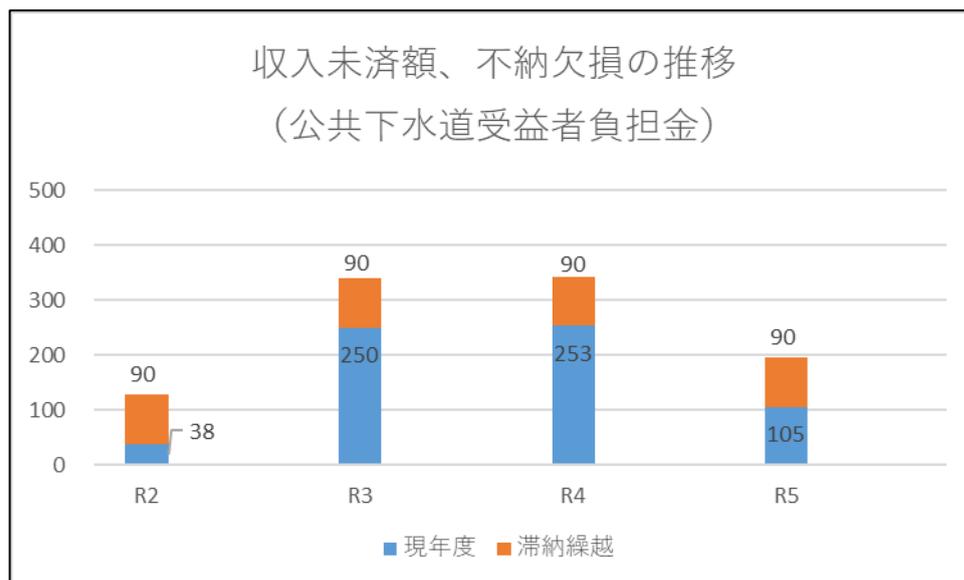
令和2年度では4万2千円であった滞納繰越分が、17万6千円と増えつつあります。大きな滞納債権になる前触れです。公共下水道使用料は強制徴収公債権で差押は可能ですが、水道料金と併せての請求のため、按分しなければならず、また、私債権の水道料金が残るため滞納処分はしにくい状況です。

そのため、長期に渡る滞納の場合は、給水停止措置等を厳格に行うことで納付させるようにする方が効率的です。

(19) 公共下水道受益者負担金【強制】上下水道課



自ら下水道工事の申込をしたもののため、現年度、滞納繰越もそれなりに高い水準を維持しています。

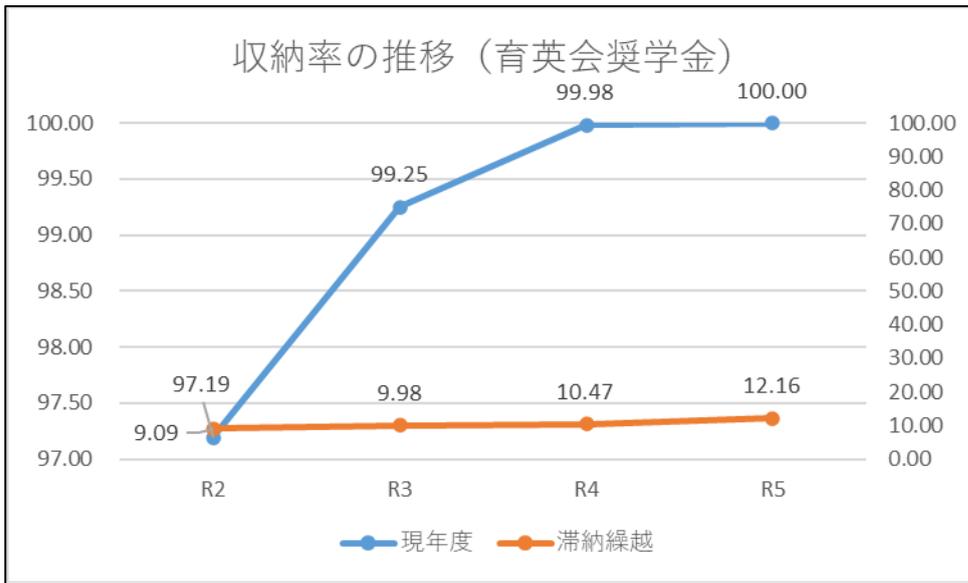


収入未済額はそこまで大きい額ではないものの、毎年、現年度の収入未済額が発生しています。債権者の数が限られていますので、機械的な事務処理をするのではなく、滞納者の情報をきちんと把握し、できるだけ未納とにならないよう努力が必要です。

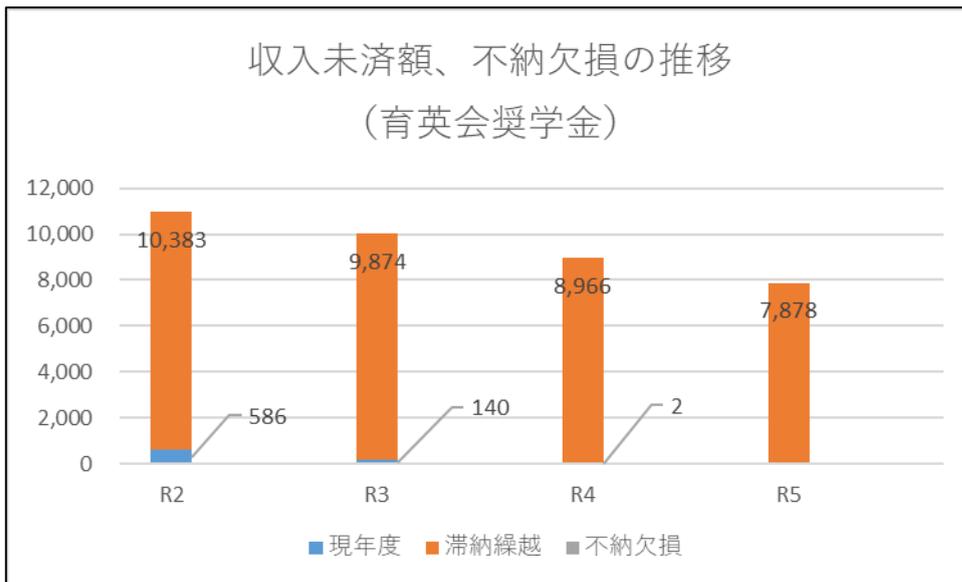
滞納繰越分は、破産手続による交付要求を行っているものですので、破産手続の終結を持って不納欠損とすべきです。

その他、滞納となった場合は、強制徴収公債権ですので、差押による滞納処分でも早期に回収する必要があります。

(20) 育英会奨学金【私債権】教育総務課



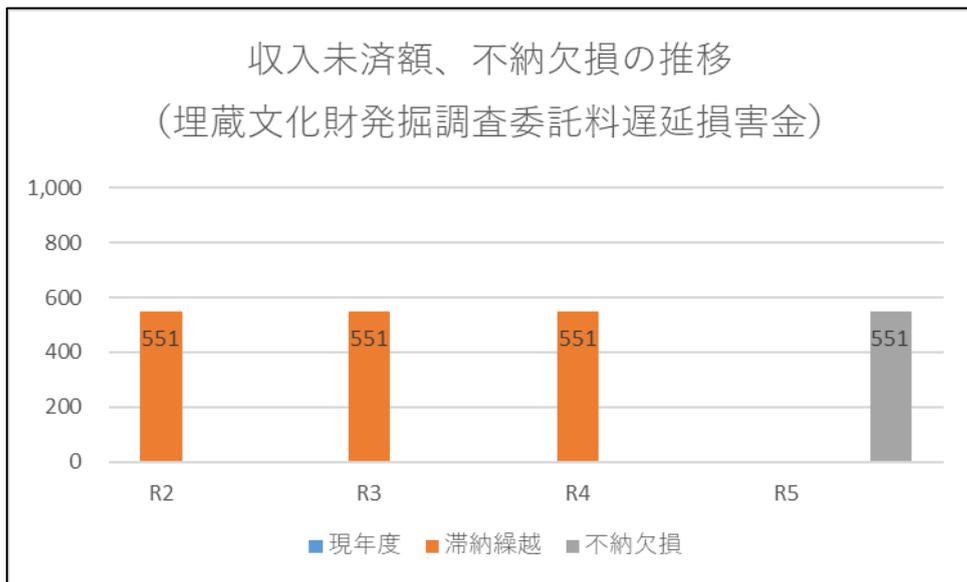
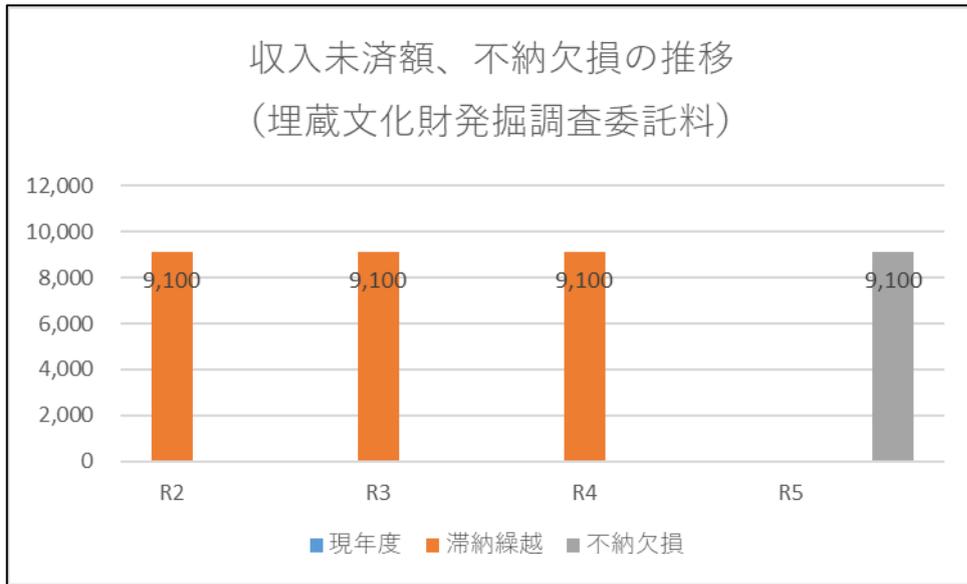
現年度については、令和5年度は100%と申し分ありませんが、滞納繰越分については毎年上がってきているものの12%程で低いです。



滞納繰越分は徐々に減少はしているものの、これらは貸付金のうち償還期が過ぎているものですので、本来は全額回収されて然るべきものです。債務者・保証人の状況をきちんと把握・整理し、自主的に支払ってもらえない場合は、強制執行の手続を進めるよう検討すべきです。

ただし、債務者が生活困窮等で回収が難しい場合は、徴収停止による債権放棄も検討する必要があります。

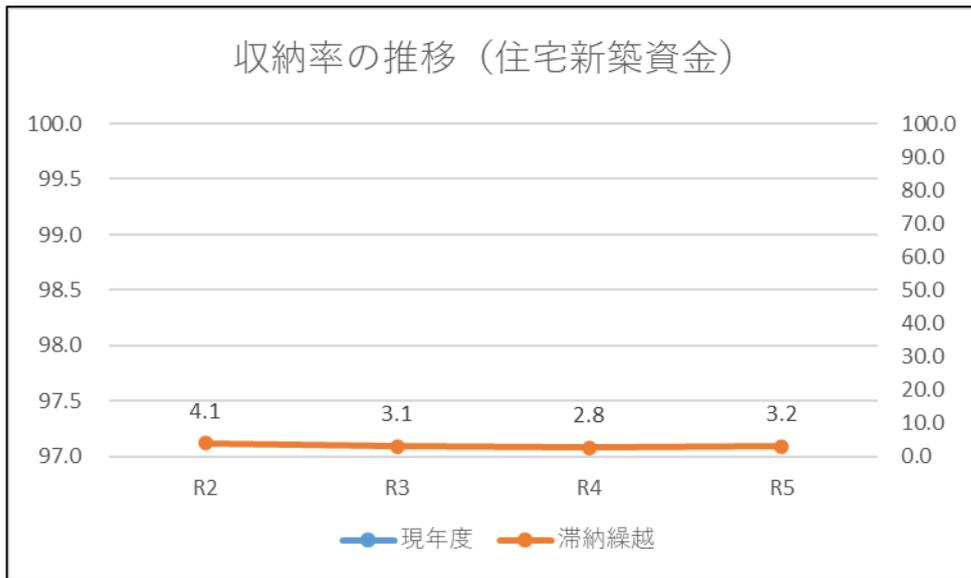
(21) 埋蔵文化財発掘調査委託料（遅延損害金）【私債権】まなび推進課



埋蔵文化財発掘調査委託料は、平成19年に法人と西予市とで埋蔵文化財発掘調査契約を結んでいましたが、その支払が滞っていたものです。

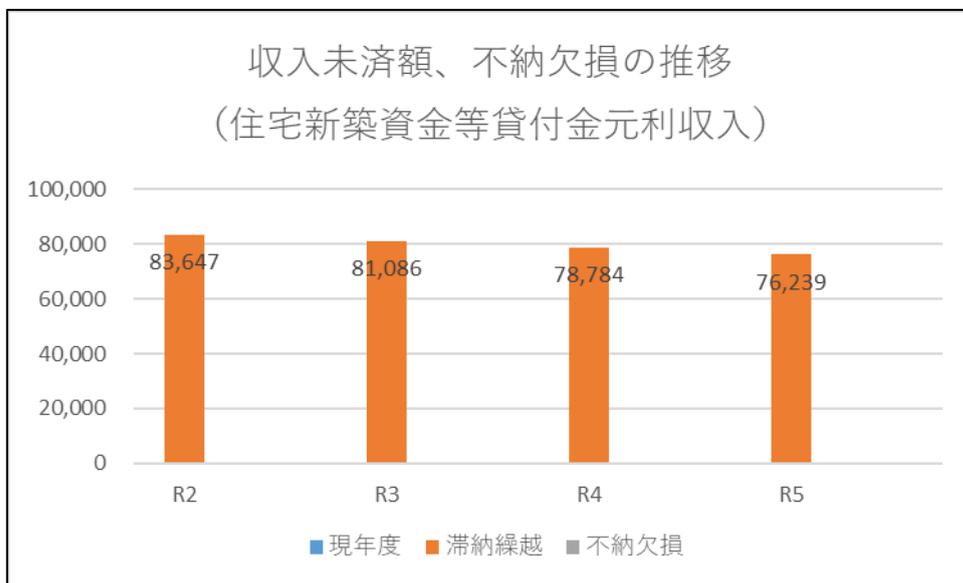
法人は解散したものの、元代表者が保証人となっており、長年その元代表者に請求しておりましたが、令和5年度中に時効の援用の申し出があり、市の債権の徴収権が消滅しました。そのことから、埋蔵文化財発掘調査委託料及び遅延損害金の全額を、令和5年度に不納欠損としました。

(22) 住宅新築資金等貸付金元利収入（過年度分）【私債権】人権啓発課



現在、償還期が来ていない貸付金はないため、現年度はありません。全て償還期の過ぎた滞納繰越分となります。

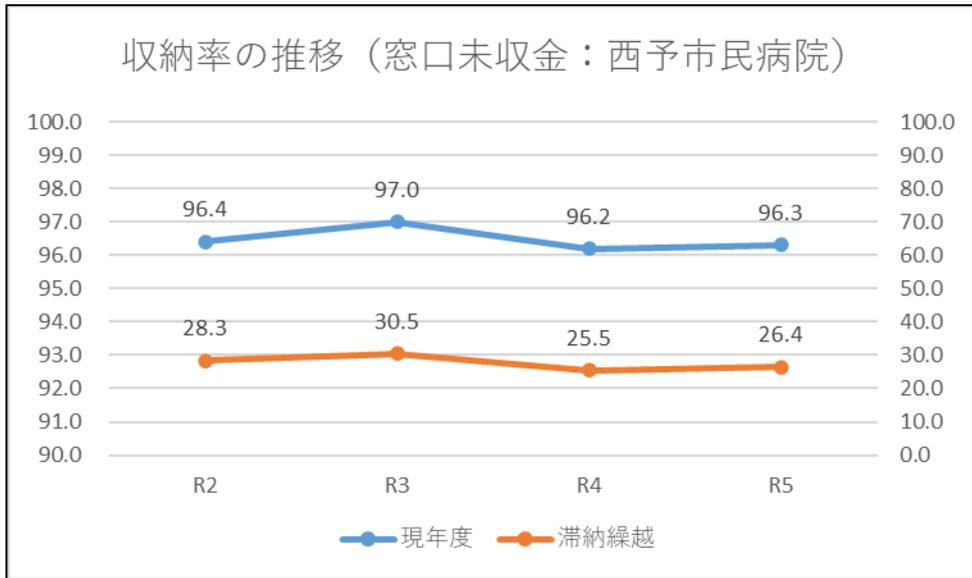
滞納繰越分は、3%とかなり低い数字で、放置していると言われても仕方がない状況です。



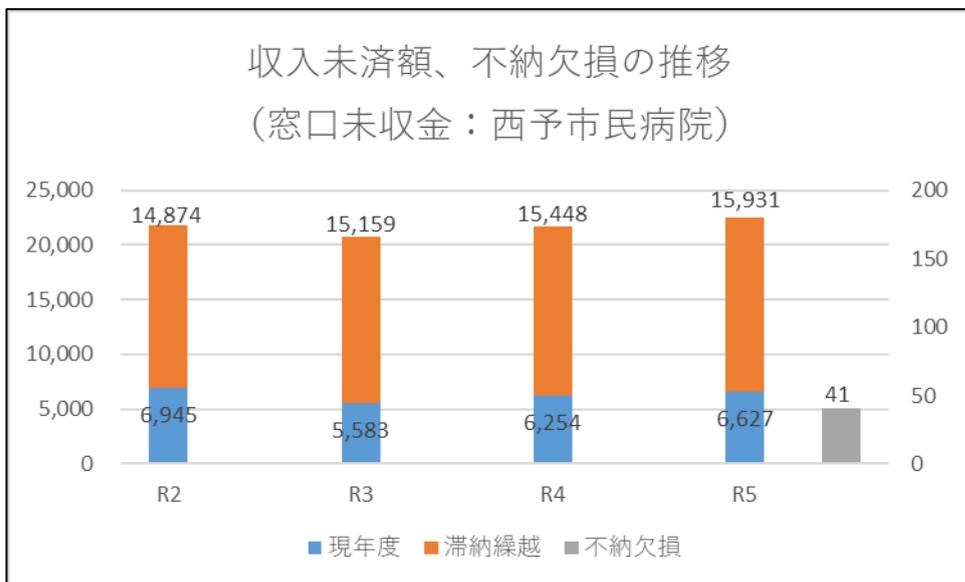
償還期を過ぎているものが8千万円弱もある状況は言葉を失います。早急に、強制執行による取立を進める必要があります。

具体的には、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金にて、抵当権の行使や、自己破産などによって回収できなかった債権残額の大部分を補助してもらえますので、その補助金申請を毎年行う必要があります。

(23) 医療費（窓口未収金）【私債権】西予市民病院

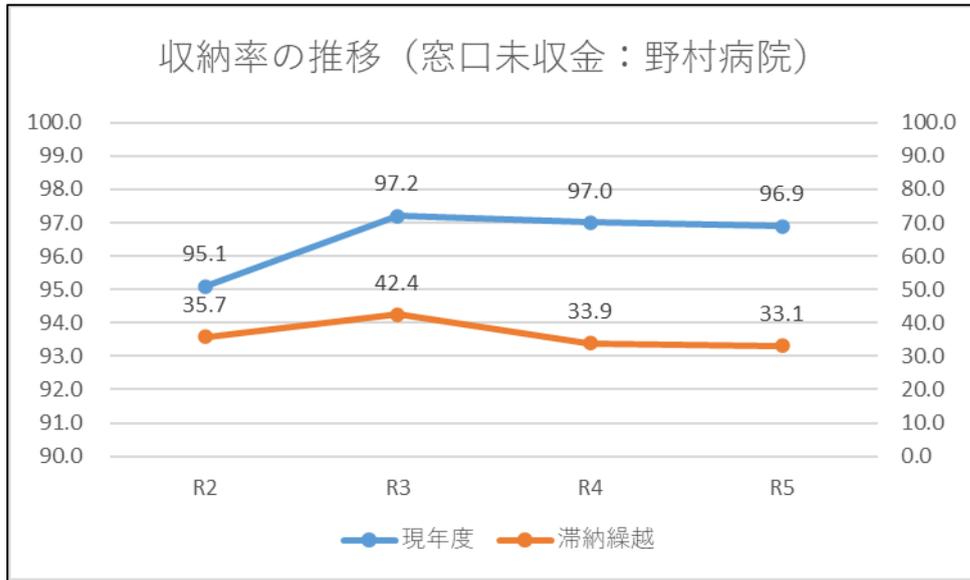


現年度の徴収率は、他の債権と比較すると、低い方です。一部の人は医療費を支払わずに受診するという流れが慢性化しつつあるかもしれません。滞納繰越分の徴収率も他の債権と比較すると低い部類です。

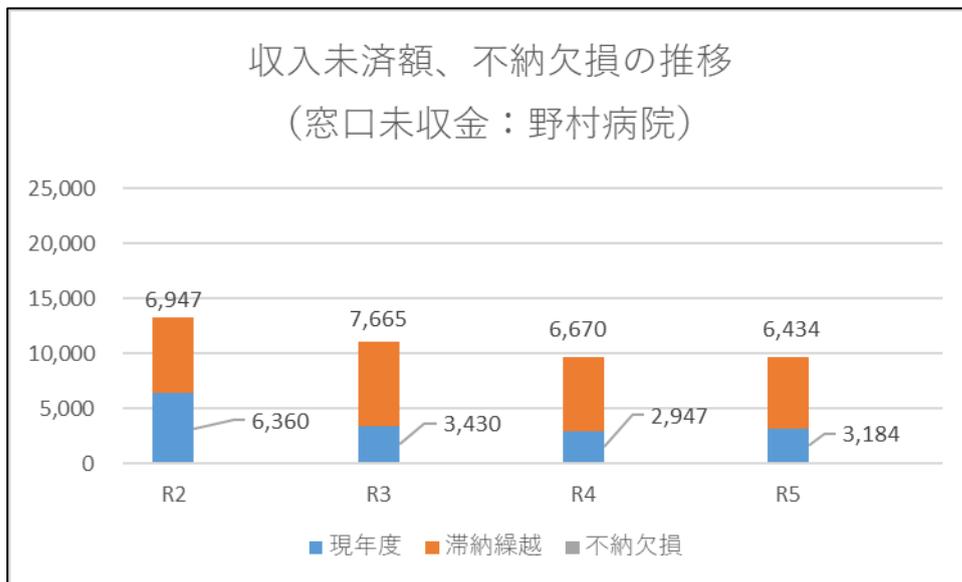


令和3年度から徐々に現年度、滞納繰越分の収入未済額が増えております。応召義務があるとは言え、全ての医療行為を無償で行うことはできません。支払う能力があるのに支払わない人に対しては、強制執行を視野に入れた対応を検討する必要があります。なお、市内の公的医療機関においては、現在、運営方法について議論されている状況であることから、債権整理に対して新たな体制、手法等については取組にくい状況ではあります。

(24) 医療費（窓口未収金）【私債権】野村病院



現年度の徴収率は、他の債権と比較すると、低い方です。一部の人は医療費を支払わずに受診するという流れが慢性化しつつあるかもしれません。滞納繰越分の徴収率も低い方です。

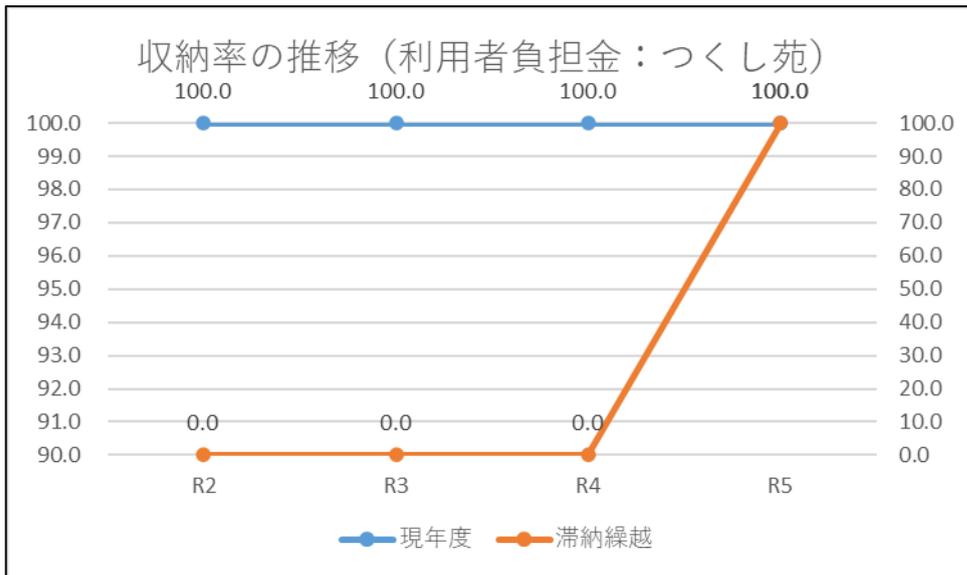


現年度の収入未済額は300万円の前前後で推移しています。滞納繰越分は若干ではありますが、徐々に減っています。

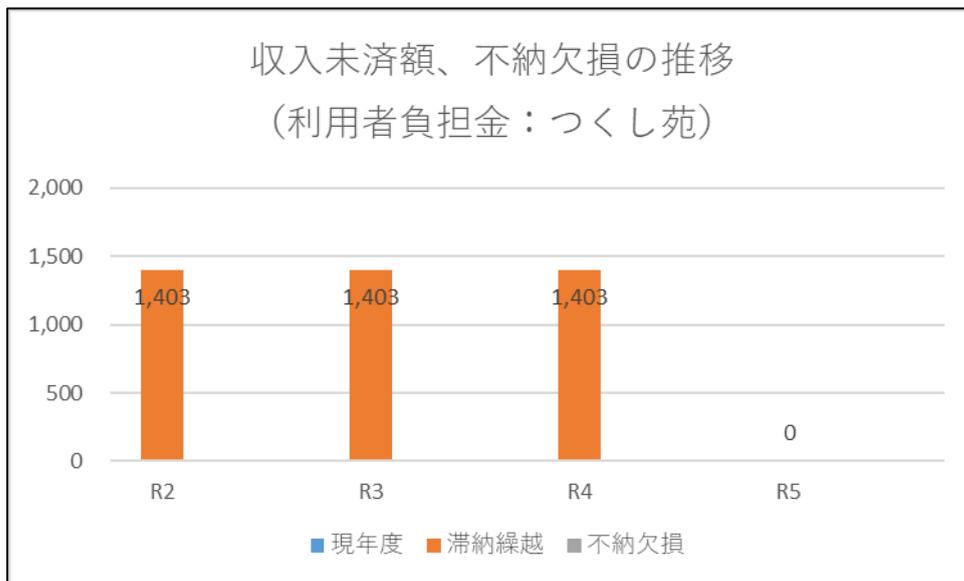
西予市民病院と同じく、長期に渡って未納となっている場合は、強制執行を視野に回収を進めるよう検討する必要があります。

なお、市内の公的医療機関においては、現在、運営方法について議論されている状況であることから、債権整理に対して新たな体制、手法等については取組にくい状況ではあります。

(25) 利用者負担金【私債権】つくし苑



現年度については、電話催告、自宅訪問など、あらゆる努力のもと、100%を維持しています。滞納繰越分も令和5年度に完納になりましたので、健全な会計状況です。



平成19年からの既に死亡されている利用者負担金について、相続人を確定するため戸籍の請求、相続関係図の作成、家庭裁判所へ相続放棄の確認を行い、相続人を確定させた上で、相続人全員に対して支払義務の承継通知書を送付したところ、相続人及びつくし苑との話し合いの場ができ、令和5年度中に約140万円の収入未済額を全額支払われ、完納となりました。

これらは、債権担当者の絶対に回収するという強い信念のもと、適正な債権台帳整備、事務手続きを行い、10年以上も解決できなかった債権回収を数か月で完了させたという大変な成果です。

**(26) 障害者総合支援給付費負担金返還金【強制】福祉課**

愛媛県の行政処分「指定障害福祉サービス事業者の指定取消し」により、令和5年度に訓練給付費（障害者総合支援給付費負担金）の返還を通知していますが返還されないため、令和6年度に債権回収を債権整理室に移管しています。

債権整理室では、現在（令和6年7月19日時点）預金差押、賃料差押、自動車・不動産の差押を執行しており、インターネットにて公売を行う予定です。

**(27) 特定空家等代執行費用【強制】※行政代執行【非強制】※略式代執行 建設課**

所有者が不明な危険空家に対し、相続人を調査のうえ、関係者が不存在の場合、略式代執行にて解体し、更地にした土地を隣接者等に売却し所有権移転するまでの手続きを行っています。

国や県の補助金を受けての事業で、市の持ち出し部分は、未収債権として計上しているわけではなく、土地の売却代金の一部は、市の雑入として入れることとなり収入未済額としては残りません。そのため、今後の特定空家等代執行費用については、債権管理計画では管理しないこととします。ただし、行政代執行によって行ったものについては、強制徴収公債権となりますので、その際は、状況把握をしていきます。

**(28) ジオツアー運營業務委託料返還金（過年度分）【私債権】経済振興課ジオパーク推進室**

ジオツアーの運營業務を委託していた法人が事業を行わなかったため、委託料の返還を求めている債権です。委託法人は既に破産処理が終了していますので、令和6年度に債権放棄による不納欠損を行う予定としています。

**(29) 西予市研修基金返還金（過年度分）【私債権】まちづくり推進課**

西予市研修基金（西予市が実施する研修・留学等があった場合に無利子で貸付を行う）という事業を行っていますが、そのうちの1名の償還金が未納となっています。

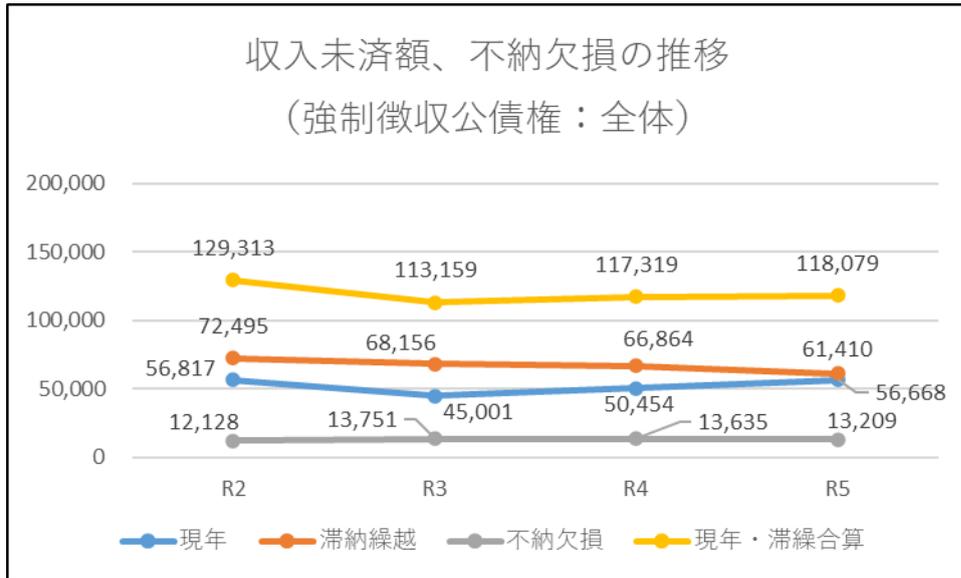
債務者は既に死亡していますので、相続人や保証人の調査を進め、正規の手順通り債権回収を進めていきます。

**(30) 児童扶養手当過誤払金返還金【強制】子育て支援課**

児童扶養手当を受給資格が無いにも関わらず不正に受給した金額を、令和6年度に返還請求しているものです。不正受給のため、その返還金は強制徴収公債権となります。

金額も高額なため、年度途中ですが、債権整理室に移管し、その債権の管理・回収を進めていく予定としています。

(31) 債権所管課全体

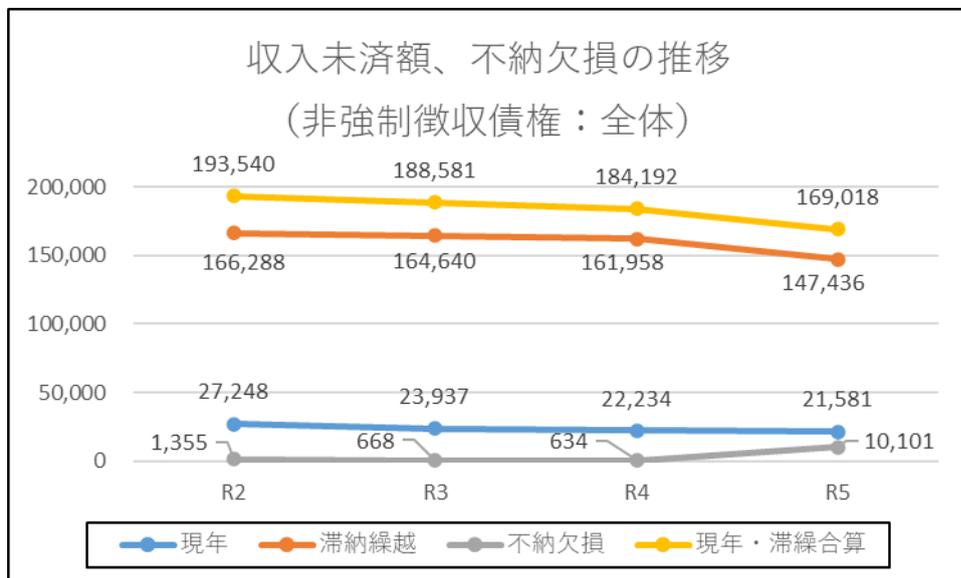


強制徴収公債権の収入未済額のうち令和5年度現年分は、昨年度より6,214千円の増となっており、令和3年度から約12%ずつ増えています。

滞納繰越分は令和4年度から5,454千円の減で、令和2年度と比較すると約15%減と徐々に減少しています。

不納欠損額については、あまり変化はありません。

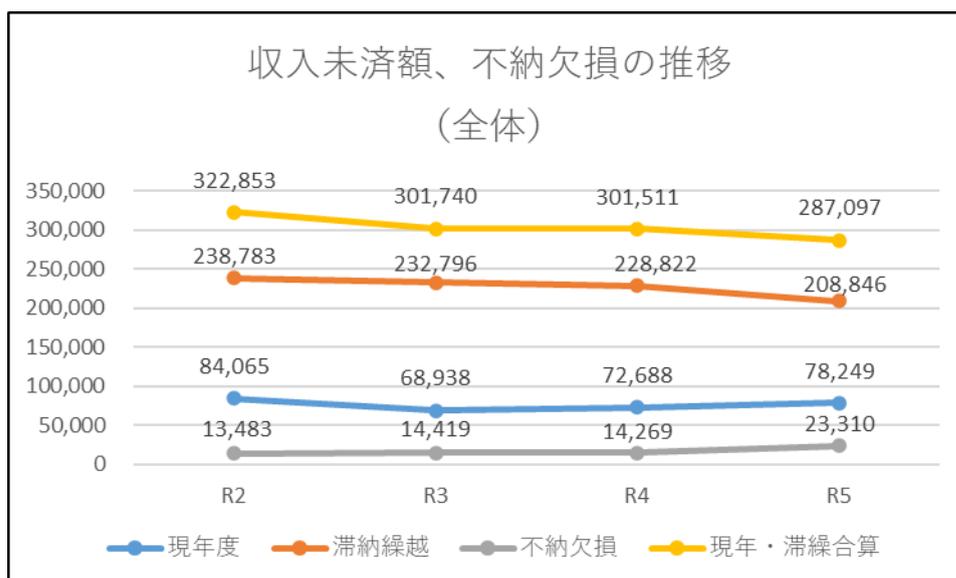
全体では、令和3年度から約4%増加していますので、今後においては、収入未済額を減少させるよう取組を強化させていく必要があります。



非強制徴収公債権の収入未済額のうち現年分は、令和2年度から約20%減少しており、年々減少傾向です。

滞納繰越分は令和4年度から14,522千円の減と例年より大きく減少しています。回収不能な債権の整理を行い、不納欠損額が増加したことが要因の一つです。

全体では、令和4年度から15,174千円の減、約8%減とそれなりの成果はありますが、収入未済額が大きいため、今後も重点的に債権整理していく必要があります。



強制徴収公債権、非強制徴収債権全体の推移です。現年について昨年度から5,561千円の増、令和3年度から約14%増と徐々に増加しています。

滞納繰越分は、昨年度より19,976千円、約9%の減となっています。令和2年度から令和4年度までの減少率は約4%ですので、例年の倍を超える減少率となっています。

不納欠損額は、昨年度から9,041千円の増となっており、回収不能な債権をきちんと整理したことの現れです。

現年、滞納繰越分を合わせた収入未済額については、令和3年度からほぼ横ばいであったものの、令和5年度は昨年度から14,414千円、約5%の減となっています。

現年分の増加は気になるところですが、全体では減少していますので、差押等の滞納処分、強制執行等による取立を進めていけば、今後において成果は上がってくるものと考えます。

## 8. 目標達成のための取組（債権所管課）

### 【強制徴収公債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
税務課	市税 国民健康保険 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現年度分については、早期整理に着手し、現年度分収入未済額の縮減を図る。</li> <li>●財産調査を徹底し、預貯金・給与などの債権を中心とした滞納処分を強化する。</li> <li>●計画的な文書催告を実施する。</li> <li>●動産の差押について検討する。</li> </ul>	R 5
市民課	後期高齢者医療保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年2回催告状を送付し、死亡者を除く該当者全てに対して財産調査を行い、財産がある場合は差押を迅速に行い適正な債権回収を行う。</li> <li>●資力がない等で徴収が不可能の事案は執行停止と即時欠損を行う。</li> <li>●死亡者の戸籍調査を行い、相続人への請求を行う。</li> </ul>	R 5
福祉課	生活保護費返還金(戻入金)  ※一部非強制徴収公債権を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初動を迅速かつ的確に行う。</li> </ul> <p>担当CWは納付を早期に促し、難しい場合は分納の相談を受ける。預貯金がある場合は、自宅訪問し本人同意による金融機関同行を実施することで納付を促す。</p> <p>納付等がない場合は督促を送付後、預貯金等資産の調査を実施し、滞納処分を執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●催告書を2回（6月・12月）送付する。 6月…現年及び過年分 12月…現年</li> <li>●滞納処分（差押）を担当CWで執行できるよう業務内容を共有する。</li> </ul>	R 5
	障害者総合支援給付費負担金返還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納付を促し、難しい場合は分納の相談を受ける。納付等がない場合は督促を送付する。</li> <li>●他市町の処理状況を把握しながら、預貯金等資産の調査を実施し、滞納処分を執行する。</li> <li>●滞納処分（差押）を担当で執行できるよう業務内容を共有する。</li> </ul>	R 5
子育て支援課	私立保育所保護者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。</li> <li>●納付勧奨（電話）回数を増やし、分納相談につなげる。</li> <li>●転出者について、現況の情報把握に努める。</li> </ul>	R 5
	公立保育所保護者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。</li> <li>●分納額の増額について相談を行う。</li> </ul>	R 5

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
長寿介護課	介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債権整理室に徴収事務の一部移管を行う。</li> <li>●滞納者の財産調査及び差押に関するノウハウを債権整理室から学び、徴収スキルの向上を図る。</li> <li>●債権整理室と連携し、滞納者の財産調査及び差押を執行する。</li> </ul>	R 5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●長寿介護課が主体となった滞納整理を一層進める。</li> </ul>	R 6
上下水道課	公共下水道使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道料金と併徴のため、水道料金の取り組みに合わせて徴収を行っていく。</li> </ul>	R 5
	公共下水道受益者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滞納の解消が見込めない滞納が生じた場合は財産調査、滞納処分を行う。</li> </ul>	R 5
子育て支援課	児童扶養手当過誤払金返還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当過誤払金返還通知書の送付</li> <li>●督促状の発送</li> <li>●債権整理室への移管の検討</li> </ul>	R 6

#### 【非強制徴収公債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
建設課	特定空家等代執行費用 ※一部強制徴収公債権を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣土地所有者等に空家解体後の買受勧奨を行う。</li> <li>●不在者財産管理人選任の申出を裁判所に提出する。</li> <li>●危険空家除却のため関係者と積極的に折衝し、問題解決のための方法を模索する。</li> </ul>	R 4 (実施中)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●不在者財産管理人により土地の売買が成立し、その売買費用を除却費用の一部として回収する。</li> </ul>	R 5

#### 【私債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
福祉課	心身障害者扶養共済制度加入者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金未納の加入者に対し、退会を促す。</li> <li>●回収見込みの薄い債権について、納入意思を再度確認し、必要に応じ不能欠損処理を行う。</li> <li>●分納の意思を確認し、必要に応じて強制執行を検討する。</li> </ul>	R 5
子育て支援課	公立保育所等給食費保護者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。</li> <li>●転出者について現況把握に努め、納付勧奨につなげる。</li> </ul>	R 5
	延長保育保護者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所保護者負担金【強制】完納後、納付勧奨を行う。</li> </ul>	

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
建設課	公営住宅使用料 市営住宅使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約時に滞納時の資産調査の同意書を取る。</li> <li>●法的措置を検討する。</li> </ul>	R 5
人権啓発課	改良住宅使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滞納者宅へ訪問し、聞き取りを行う。</li> <li>●債権放棄の検討をする。</li> <li>●法的措置の検討をする。</li> </ul>	R 5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●改良住宅はすでに危険な状態にあるため、建替え、補強、退去等の方向性を建設課に示す。</li> <li>●方向性を示した後、建設課に所管移行する予定だが、移行に向けて、できる限りの債権整理を行う。</li> </ul>	R 6
上下水道課	水道料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水停止執行期間の見直し、適正な執行により、現年度徴収額を上げる。</li> <li>●分納誓約書を活用し、計画的な納入管理を行い、滞納繰越額の収納率を上げる。</li> <li>●他課と連携をとり生活状況を把握し、個々の実情に合わせた滞納整理を行う。</li> </ul>	R 5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●時効期間が満了しているものについて債権放棄を検討する。</li> </ul>	R 6
教育総務課	育英会奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現年度分の収納100%にする。</li> <li>●督促状を毎月送付する。</li> <li>●督促状に反応がない場合、電話催告する。</li> <li>●法的措置の検討をする。</li> </ul>	R 5
まなび推進課	埋蔵文化財発掘調査委託料 ※遅延損害金も含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保証人の住所を把握する。</li> <li>●折衝・面談の依頼文書を送付する。</li> <li>●反応がない場合、保証人に接触し支払いの意思を確認し、意思の有無に基づき書面の提出を求める。</li> </ul>	R 5
人権啓発課	住宅新築資金等貸付金元利収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の活用を図る。</li> <li>●住宅の訪問を定期的実施し、債務者との接触に努める。</li> <li>●債務者の収入実態を調査し、適正な償還額を求める。</li> <li>●抵当権行使に係る費用対効果の検証を行う。</li> <li>●債権放棄を実施する。</li> </ul>	R 5
西予市民病院	医療費（窓口未収金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未収金回収業務の弁護士及び司法書士への外部委託の可能性について検討する。</li> </ul>	R 5

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
野村病院	医療費（窓口未収金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●催告状の定期的な送付を実施する。</li> <li>●債権放棄を実施する。</li> <li>●戸別訪問、電話催告、訪問徴収を行う。</li> </ul>	R 5
つくし苑	利用者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主たる債務者と折衝・面談を実施する。</li> <li>●定期的な収納確約を取り、納付の管理を行う。</li> <li>●他の債務者との折衝・面談を実施する。</li> <li>●主たる債務者と他の債務者の共同納付を開始させる。</li> </ul>	R 5
経済振興課	ジオツアー運営業務委託料返還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債権放棄を検討する。（破産手続の廃止決定済）</li> </ul>	R 6
まちづくり推進課	西予市研修基金返還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人の調査を行う。</li> <li>●保証人、相続人への支払請求を行う。</li> <li>●法的措置の検討をする。</li> </ul>	R 6

## 9. 債権整理室の取組

債権整理室は、債権所管課の債権管理を支援するため、全庁的な方針や取り組むべき事項を定めるとともに、以下の取組を行います。

### (1) 債権回収の連携及び推進

#### ア. 債権管理・回収に関する法令知識や技術の習得

市全体の債権を健全化させるには、債権整理室だけでなく、債権所管課の債権管理・回収に関する法令知識や技術の向上が不可欠です。

そのため、毎年度、定期的に研修会を開催します。

#### イ. 困難事案及び複数債権の一元回収

本市未収債権を効率的・効果的に回収するため、債権所管課の滞納債権（強制徴収公債権に限る）のうち、高額で、督促、催告、交渉等を行っても回収が困難な事案や、複数の債権にまたがる事案等の移管を受け、債権所管課に代わって滞納整理を行います。困難な事案を解決することで、債権所管課が他の債権処理に着手できるとともに、今後、同じような債権処理の参考事例となり、市全体の債権回収スキルの底上げにも繋がります。

#### ウ. 相談

複雑な滞納処分や強制執行等、専門的な知識が必要とされる事案については、随時、相談を受け、指導や助言を行います。そのうち、強制徴収公債権については、税務調査情報を共有するとともに、市税の徴収で培った滞納処分の知識や経験から具体的な処理方法の指導や助言を行います。非強制徴収債権については、事案に合った強制執行等の手順や、裁判所へ提出する様式等の資料を提供し、債権管理や回収業務が停滞することのないようサポートします。

#### エ. 債権管理状況の公表

毎年度、債権所管課が有する債権の状況について報告を求め、目標値や取組内容を確認し、達成状況に応じて、より多くの債権回収に繋がるよう今後の目標値や取組について提案します。債権管理状況については、市民への説明責任と理解を得るため、積極的に公表します。

### (2) 債権管理情報及び滞納者情報の共有と収集

#### ア. 債権管理情報の共有

本市債権の適正管理を図るため、債権管理に関する先進的取組事例、滞納者に係る破産手続開始などの裁判所からの通知や官報公告等の債権管理情報については、庁内で情報共有します。

#### イ. 強制徴収公債権の滞納者情報の共有

強制徴収公債権の滞納者情報については、各強制徴収公債権の徴収事務において調査権限が与えられており、庁内での情報共有を図ることが可能であることから、効率的な債権管理・回収業務を行うため、積極的に情報共有します。

#### ウ. 非強制徴収債権の滞納者情報の収集

非強制徴収債権の滞納者情報については、根拠法令に調査権限の規定がないことから、庁内に限らず、金融機関や給与支払者等の第三債務者においても安易に情報の収集・共有することはできません。

そのため、契約の締結時や分割納付誓約時に本人の同意書を徴取し、債務不履行が生じた場合に速やかに情報収集ができる体制を整えるよう債権所管課に提案します。

### (3) 債権管理体制の構築

#### ア. 債権管理計画の策定及び見直し

初年度は債権所管課の債権管理状況を確認し、目標値やその目標を達成するための取組を設定した債権管理計画を策定します。翌年度以降は、その目標値等の達成状況を確認したうえで、さらなる高みを目指し、新たな目標値、取組等を設定した計画に更新していきます。

#### イ. 債権管理体制の検証

債権整理室のあり方、債権の管理手順等、債権管理体制等について検証し、より効率的、かつ、効果的な債権管理体制の構築を目指します。

### (4) 債権管理委員会の運営

債権を適正に管理し、収納率の向上を図るために設置された債権管理委員会が円滑に運営できるよう努めます。

<資料> 主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表

強制徴収公債権

債権名	賦課根拠	強制徴収根拠	時効	時効根拠	時効の援用
市税、国民健康保険税	地方税法 2 ほか	地方税法 331 ほか	5	地方税法 18	不要
生活保護費返還金	生活保護法 78①	生活保護法 78④	5	地方自治法 236①	不要
保育所保育料	・地方自治法 225 (公立) ・子ども・子育て支援法附則 6④ (私立)	・児童福祉法 56⑦ (公立) ・子ども・子育て支援法附則 6⑦ (私立)	5	地方自治法 236①	不要
認定こども園 (幼保連携型) 保育料	地方自治法 225 (公立)	児童福祉法 56⑦ (公立)	5	地方自治法 236①	不要
後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律 104	高齢者の医療の確保に関する法律 113	2	高齢者の医療の確保に関する法律 160①	不要
介護保険料	介護保険法 129	介護保険法 144	2	介護保険法 200①	不要
下水道事業受益者負担金	・都市計画法 75① (負担金) ・地方自治法 224 (分担金)	・都市計画法 75⑤ (負担金) ・地方自治法 231 の 3③ (分担金)	5	地方自治法 236①	不要
下水道使用料	下水道法 20	地方自治法附則 6③	5	地方自治法 236①	不要
道路占用料	道路法 39	道路法 73③	5	道路法 73⑤	不要
河川占用料 (準用河川)	・河川法 32① ・河川法 100① (準用)	・河川法 74③ ・河川法 100① (準用)	5	河川法 74④	不要
児童扶養手当過誤払金返還金 (不正利得)	・民法 703 ・児童扶養手当法23①	・児童扶養手当法23② ・国民年金法96、97	5	地方自治法 236①	不要

非強制徴収公債権

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効	時効根拠	時効の援用
生活保護費返還金 生活保護費戻入金	生活保護法 63	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
児童扶養手当過誤払金返還金	・民法 703 ・児童扶養手当法	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
児童手当返還金	・民法 703 ・児童手当法	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
幼稚園保育料	・地方自治法 225 ・西予市立幼稚園における保育料等徴収条例	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効	時効根拠	時効の援用
老人ホーム入所事業負担金	老人福祉法10 の 4①、11、28①	地方自治法 240②	5	地方自治法236①	不要
行政財産使用料	地方自治法 238 の 4⑦	地方自治法 240②	5	地方自治法236①	不要

#### 私債権

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効 (※2)	時効根拠	時効の援用
住宅新築資金等貸付金	民法 587	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
市有地貸付料	・地方自治法 238 の 5① ・西予市行政財産使用料徴収条例	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
公営住宅使用料	・民法 601 ・公営住宅法 ・西予市営住宅管理条例	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
水道料金	・民法 555 ・西予市給水条例	地方自治法 240②	5 (2)	民法 166①	必要
市営駐車場使用料	・民法 601 ・西予市有料駐車場条例	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
心身障害者扶養共済制度加入者負担金	心身障害者扶養共済制度	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
育英会奨学金	・民法 587 ・西予市奨学金貸与条例	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
医療費（窓口未収金）		地方自治法 240②	5 (3)	民法 166①	必要
ジオツアー運営業務委託料返還金	・民法 643	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要
西予市研修基金返還金	・民法 587	地方自治法 240②	5 (10)	民法 166①	必要

※1 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行（令和 2 年 4 月 1 日）により、「時効の中断」（旧民法第 147 条ほか）は、「時効の更新」（新民法第 147 条ほか）になります。

※2 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行（令和 2 年 4 月 1 日）により、時効期間は 5 年間に統一されます（新民法第 166 条第 1 項）。

ただし、各債権の発生原因たる法律行為（契約）日により、旧民法、新民法のいずれかの適用となります。

